

官報

号外 昭和三十四年三月二十四日

第三十一回衆議院會議録 第二十八号

昭和三十四年三月二十四日(火曜日)

議事日程 第二十六号

昭和三十四年三月二十四日

午後三時開議

第一 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案(内閣提出)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案(内閣提出、参議院送付)

第五 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 関税及び貿易に関する一般協定の第三表(ブラジルの議許表)の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第九 日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件

第十 日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

第十一 国民年金法案(内閣提出)

第十二 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 漁船法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第十四 蘭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
大矢省三君の故議員山村庄之助君に対する追悼演説
科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件
ヴィエトナム賠償に関する緊急質問(松本七郎君提出)

防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案(内閣提出、参議院送付)

午後三時四十五分開議
○議長(加藤謙五郎君) これより会議を開きます。

大矢省三君の故議員山村庄之助君に対する追悼演説

○議長(加藤謙五郎君) 去る十八日逝去いたしました議員山村庄之助君に對し弔意を表するため、大矢省三君から発言を求められております。これを許します。大矢省三君。

〔大矢省三君登壇〕

○大矢省三君 私は、諸君の御同意を得まして、議員一同を代表して、去る三月十八日急逝せられました故衆議院議員從四位勲三等山村庄之助君に對し、つつしんで哀悼の辭を申し述べたいと存じます。(拍手)

私どもは、夢にも思わなかった山村君の訃報に接し、驚愕悲痛おくところを知らなかった次第であります。

山村君は、明治二十二年二月、奈良県宇陀郡室生村に生まれ、四十一年、長野県の上田蚕糸学校を卒業し、直ちに奈良県養蚕組合及び農業補習学校に迎えられ、県下養蚕業の指導に当たられたのであります。大正三年には、台湾總督府蚕業技術官となつて台湾に渡り、同地における養蚕技術の向上に努められ、着々業績を上げられたのであります。大正七年、君は、新しい事業を開拓しようとの熱意に燃え、台湾産業社を興し、くだものの移出業に従事

昭和三十四年三月二十四日 衆議院會議録第二十八号

大矢省三君の故議員山村庄之助君に対する追悼演説

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件

ヴィエト

六二六

し、次いで十二年に居を大阪に定め、くだもの問屋を設立し、その経営に当られたのであります。

しかるに、文字通り徒手空拳をもってする君の事業は、もとより容易なものではなく、君は、生来の不屈不撓の精神をもつて奮闘し、あらゆる困難と障害とを克服し、漸次その事業を拡大し、ついに、よく成功をおさめて、大阪における食料品業界の重鎮として厚い信頼をになられるに至ったのであります。

この辛苦と努力によつてみがかれた君の人格と識見は、やがて大阪府民の認めるところとなり、昭和十二年に初めて府會議員に當選以来、二十三年まで連続して在職し、戦中戦後の困難な情勢のもとで、よく地方自治の発展に貢献し、民生の安定に尽瘁せられたのであります。

昭和二十三年、君は、赤間府知事の懸望により、大阪府議會から与野党一致の推薦を受け、大阪府政史上初の民間副知事として就任せられたのであります。(拍手)しかして、昨年その職を辞するまで三期にわたり、前後十年間、知事を助けて、大阪府政に卓越せる手腕を発揮せられたのであります。君は、大阪がわが国再建の上に果すべき役割のきわめて重かつ大であることに思いをいたし、大産業都市の建設を目ざして献身的努力を重ね、もつて赤間

氏の知遇と府民の信頼にこたえられたのであります。

その間、昭和二十九年には、かねて懸案の大阪市周辺の合併問題を解決し、また、二十八年及び三十二年には、それぞれ世界の各国を歴訪し、その政治、経済、産業、貿易の実情をつぶさに調査し、海外市場の開発と貿易の振興のために尽力される等、大阪に残された君の功績は実に枚挙にいとまがないのであります。

君は、昨年五月の総選挙に、新たな決意を持つて大阪府第一区より立候補し、最高票をもつて、みごとに本院の議席を得られたのであります。(拍手)また、本院にあつては、終始、熱心に國政の審議に當り、特に大蔵委員として税制に關して豊かなるんちくを傾け、その他、長年にわたる貴重な経験をよくその上に生かされたのであります。

在職期間は一年に満たなかつたとは申せ、精勵もつて議員の職責を果たした君の功績は、まことに著しいものがあるのであります。

思ふに、山村君は、まれに見る清廉高潔の士であるとともに、かたい信念の人でありました。その資性は明朗、らいらく、その人格は温厚篤実、まことに苦勞人と呼ぶにふさわしい人柄で、人を信ずること厚く、よく他人のためをはかれたのであります。広く各方面の尊敬と信頼とを一身に集めておられたのであります。

君は、よいいすでに古希を越えておられたにもかかわらず、壯者をしのぐ意気をもつて連日活躍しておられたのであります。

しかるに、去る十日、大蔵委員會の税関係法案の審議に當り、午後、本會議に出席中、にわかに胸部に不快を覚え、医師の診断を受けられました。翌十一日も病を押して登院し、委員會に出席して、砂糖消費税法の改正案等の審議に参加されましたが、採決直前、ついに耐えがたく、やむなく退席されたのであります。午後、大阪に歸り、直ちに入院、加療に努められましたが、御家族の手厚い看護もむなしく、御本復を見るに至らなかつたのであります。日ごろ健康を誇つていた山村君ではあります。が、あまりにも激しい活動がこの不幸を招いたのだと思われまふ。私も、一身を顧みず、最後まで議員の責務を遂行し、ついにその職に殉じられた君の崇高な精神に強く心を打たれるとともに、哀惜の情ひとしお深きものを覚えるのであります。(拍手)

現下、内外情勢はますます多事多難であり、従つて、國會議員の職責もいよいよ重きを加えております。私も、君を知る者は、みな、君が練達たんのうな力量を本院において今後ますます發揮されるものと期待し、その將來を大いに矚目して参つたのであります。君もまた、民主政治家として深く

期するところがあつたことと存じますが、不幸、病魔のためにその抱負もむなし、その手腕を十分に示される機会を失いましたことは、國家にとつてまことに限らない痛恨事と申さなければなりません。しかし、君は、たとい短かい在職期間であつたとは申せ、多大の印象と感銘を私どもに残して去られました。

ここに、山村君生前の事績を回顧し、つつしんで御冥福を祈り、もつて追悼の言葉といたします。(拍手)

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件

○議長(加藤鐵五郎君) お諮りいたします。内閣から、科学技術會議議員に内海清温君、梶井剛君及び茅誠司君を任命したいので、科学技術會議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を手えるに決しました。

ヴィエトナム賠償に関する緊急質問(松本七郎君提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、松本七郎君提出、ヴィエトナム

賠償に關する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

ヴィエトナム賠償に關する緊急質問を許可いたします。松本七郎君。

〔松本七郎君登壇〕

○松本七郎君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ベトナム賠償に關し、岸首相並びに關係閣僚に緊急質問を行わんとするものでございます。(拍手)

社会党は、従来から、政府がベトナム賠償交渉を南ベトナムのゴ・ディン・ジエム政府のみを相手に進めているのに対して、ベトナムの統一を阻害するものであり、アジアの平和に害ありとして、強く反対してきたのでございます。もし、政府がこの誤まつた方針を変えることなく、賠償協定の調印を強行する場合には、北ベトナムと日本との貿易にも重大な支障を来たすばかりでなく、ひいては社会主義諸國との關係をも悪化させることになり、日本にとって大きな不利益を招くのみならず、平和のため好ましくないからざるゆえんを再三説きまして、また警告もして、賠償交渉をベトナム統一まで延期すべきことを要求して参つたのであります。しかるに、政府は、あ

くまでも頑迷な態度を続けて参りました、最近の報道によりますと、遠からずその調印の運びに至るということであります。現に、去る十八日にも、アジア公館長会議の席上において、藤山外相は、ベトナム賠償も近く解決する見込みであることを、はっきり言明されておられるのであります。このために、北ベトナムとの貿易は、今や重大な事態に直面しております。

十七日付の新聞の伝えるところによりますと、ハノイにいる日本の五つの商社、すなわち、明和産業、第一通商、燐鉍貿易、陸、並びに日協商事の駐在員から、十六日に日越貿易会あてに電報が入っております。それによりますと、「北ベトナムとの貿易交渉は、南ベトナムとの賠償調印近しの報道によつて最悪の事態に陥り、新貿易協定はもろろんのこと、石炭、鉄鉱石、織維、肥料の商談さへすべて停止し、賠償が調印されれば日本商社代表は即時帰国せざるを得ないおそれがあるばかりか、日中貿易再開にも悪影響を及ぼす。従つて、万難を排しても調印を阻止するより国会に働きかけてほしい」と、こういう趣旨の電報でございます。昨年三月十八日に結ばれました貿易協定は、本月十七日に期限がきております。新協定の見込みがなくなり、貿易が最悪の事態に陥つて参りましたのは、全くこれは岸政府の誤まれる賠償

政策に責任があるといわなければなりません。(拍手)

貿易の行き詰まりは、単に関係商社だけではなく、メーカー、消費者、船会社、保険会社、銀行など、その被害の及ぶ範囲もきわめて大きいのは、これは当然のことでございます。一昨年の、日本と北ベトナムとの貿易の実績を見ますと、往復が三十億円をこえております。昨年は往復約六十億円の貿易協定を結びまして、現在実施中の北ベトナム政府の国家三年計画並びに日本商品に対する強い要求は、日越貿易の将来にとつてますます有望な条件となりつつあったのが、最近の状態でございます。特に、過去二十年の長きにわたつて引き続き輸入してきておりますホンゲイ炭が、いかに日本にとつて必要不可欠のものであるかは、これは今さら言うまでもないことであり、将来有望なものとしては、世界的に優良品位として折紙のついでに、鉄鉱石もありません。こういった重要な時期に貿易中断の危機を迎えたのでございまして、関係者をいたく失望させたのは当然なことでございます。いかなる事態に直面して、政府は、トナムの貿易を犠牲にしても、なおベトナム賠償交渉を進展させ、調印する方針を変えないつもりか、この点を、まず総理大臣から明らかにされたいのであります。

かかる事態に陥つて、輸出入の面では当然損害が生じます、この生じた損害に対しては、何らかの補償をする対策を政府は用意しておるのかどうか、これは通産大臣から詳しくお答えを願いたいところでございます。

賠償の内容について申し上げますならば、御承知のように、純賠償が三千九百万ドルのうち三千七百万ドルを占めるダニム・ダム建設は、発電所として北ベトナムにも利益が及ぶというのが、政府の今までの言ひ分でございます。また、十六日の外務委員会における参考人としての植村甲午郎氏も、やはり、この点を繰り返して説明されておられるのでございます。しかしながら、いかに日本政府がそのように考えておられても、肝心な、これを受け取る方の北ベトナム側では、決して自国にとつて利益になるとは判断しておられない。朝日新聞の特派員がこれも詳しく伝えておりますように、昨今の南ベトナムは米国の軍事基地、軍用道路が充満しており、ダニム・ダムの建設も、これら基地に供給する電力の電源開発だとさえいわれておるのでございます。つまり、北ベトナム側からいいますと、日本の賠償の実施は、米国の北ベトナムに対する敵視政策に対する援助であり、強化としか受け取られていない点に留意しなければならぬのであります。(拍手)さらに、ダニム・ダムは、すでに戦時中におきま

して日本が計画したこともありません。戦後は、久保田豊氏が社長をしておられる日本工営が民間ベースの契約で従事してきたものでございます。それが、そのまま純賠償に繰り入れられまして、三千九百万ドルのうち三千七百万ドルという、ほとんど全部を独占しておる状態でございます。そのため、日本工営は私設賠償庁の観を呈して、賠償そのものがまだ国会で承認も受けておらない前から、商社、電機電線、メーカー、土産業者などの間では、この日本工営と結んで賠償の分け前を獲得するための乱戦を展開しているという報告がされておるのでございます。その間、日本工営は、植村甲午郎氏を通じて、賠償繰り入れのための強い働きかけを政府に対して行なつたと報ぜられておるのでございますが、この間の事情を首相からつまびらかにしていただくたいのであります。賠償ほど、安易にして、ばら金もうけはない、といわれておる。これでは、賠償は、戦争の償いとして、被害者たるベトナム国民の利益のためではなく、日本のごく一部の者の金もうけのための事業だと評されてもいたし方あるまいと思ふのでございます。(拍手)

従来、ベトナム賠償に関しましては、賠償額の基礎について何らの説明もなされなかつたのであります。十六日の外務委員会における参考人でもあった、また、この賠償の当初の担当

者でもありました植村氏でさえ、五千五百六十万ドルという額の基礎については何らの説明ができなかったようなありさまでございます。この際、賠償額の基礎について、一体、政府は納得のいく説明ができるのかどうか、この点を、まず私どもは要求しなければならぬのでございます。

岸首相が全面的に協力いたしました日本帝国主義の侵略は北からなされたにかかわらず、「賠償は南から」と皮肉られておるの、今日の状態であります。また、被害の全部は、ほとんど北が受けたのであります。南は、わずかにニワトリ三羽であるといふことは、外務省ですら認めているといわれておるのであります。一体、この日本の戦争の直接の被害者はだれであるのか。政府が調査した結果並びに賠償額の算定の基礎を、外務大臣から、ここに明示していただくたいのでございます。

(拍手)

このことと関連いたしまして、賠償の相手として南ベトナム政府を選んだ根拠がまたきわめて薄弱である点も指摘しなければなりません。政府は、この点につきましては、もっぱら、サンフランシスコ条約当時の事情を引き合ひに出して説明しておるのでござい

たしました。そして、国家としてはベトナム民主共和国が正式に承認されて、ただ停戦の便宜上、フランスの権力を継承した地方権力としてのゴ・ディンジェム政権が存続したにすぎないのであります。ジュネーブ協定でも、この基礎の上に立ちましてベトナムの統一が明示されたことは、皆さん御承知の通りでございます。また、一九五五年のバンドン会議には、日本政府代表が正式に参加いたしましたして、統一ベトナムの国連参加を決議いたしましたのであります。これらの事実に加えて、自由諸国のうち、イギリス、フランス、インド、エジプト、インドネシアその他の国々が、経済代表団あるいは領事館をハノイに設置いたしておる事実、また、一部の国では、政府間の貿易協定が結んでいゝる事実を考えますならば、単に形式的に南ベトナムが全ベトナムを代表するなどという態度が、いかに大きな誤りであり、北ベトナムに対してはもとより、統一ベトナムに対しても非友好的態度であるかは、明白であらうと思ふのであります。(拍手)この点、岸首相の猛反省を促して、その所見をはつきり伺つておきたいのであります。

また、バンドン会議には、日本の代表として、政府代表として高橋さん、また、民間代表としては、今は外務大臣である藤山さんが正式に参加されておるのでございますが、一体、いかに

に対処して、この国際信義を保たれんとするのか、高橋通産大臣や藤山外務大臣こそ、この岸首相のあやまちを改めさせる責任をになつておるはずであります。この際、その所信を明確にされたい。

政府は、即時交渉を打ち切りまして、少くともベトナム統一まで延期する態度をきめるか、あるいは、調印を無期延期することによつて、今日直面しておるこの貿易上の危機を打開するため積極的に乗り出すべきだと確信するのでございますが、首相の明確な態度をここに表明されたいのでござい

ます。最近のベトナムからの報道によりますと、ベトナムもまた、岸政府の目米安全保障条約改定には非常に大きな関心を抱いておるようでございます。南ベトナムにおける米軍基地の拡張とからみまして、日本と韓国、台湾、南ベトナムを反共体制に固めようという、この米国の意図を見抜いて、かつ憂慮しておるベトナム政府とすれば、当然、岸政府の安全保障条約改定に対する動きを注目せざるを得ないと思ひます。南ベトナムでは、アメリカの社会主義陣営に対する敵対的な包囲政策に協力するとともに、ベトナムの統一を口にする民族主義者に対してさ激しい弾圧が行われておるのが実情でございます。その端の現われといたしましては、最近伝えられている、昨年

十二月一日に起りましたフーロイ事件であります。ゴ・ディンジェム一派は、政治犯としてフーロイ収容所に監禁しておりました六千人に対して、食物に毒を入れて集団虐殺をはかりまして、その日のうちに一千人以上の者が絶命してしまつたといふのでござい

ます。南ベトナムにおける、このようなファッショ的な弾圧政治の実態は、この非人道的にして残虐無比なフーロイ事件によつて世界じゅうにさらけ出されてしまつたのでございます。以上述べたような内外の情勢にある際に、ベトナム政府の意思を無視して、南ベトナム政府だけとの賠償協定の調印を強行するようになつて

ますならば、おそらく、これは、ただ北ベトナムに対する非友好的態度としてばかりでなく、全社会主義諸国に対する非友好的態度の現われとして、非難的になるは必至だと思ふのでござい

ます。南ベトナムにおける米国の急速な軍事基地拡大強化の政策と、また、一方では、国内的には反動化、ファッショ化が、単にこれは北ベトナムに対するのみならず、隣国の中国に対する直接の脅威となつておるのでござい

ます。ここにもまた、客観的事実として、アメリカ帝国主義が日中両国民の共同の敵であるという本質が暴露されておるといふなければなりません。

また、この南ベトナム政府、すなわちベトナム政府をわれわれは相手として交渉しておるが、北ベトナムというものに対して一体どう考えておるか、また、賠償するにしても、南ベトナムに対する賠償は北を含まないじゃないかといふような御意見でありましたが、私どもは、この平和条約との関係から見ましても、いわゆる南ベトナム政府、すなわちベトナム政府を全ベトナムを代表する正当政府として、これと交渉し、協定を締結するものでござい

ます。従つて、損害につきましても、ベトナム全体の戦争による損害を対象として、われわれは賠償交渉をいたしております。将来統一された場合におきましては、この正当と認められておるベトナム政府の権利義務がその統一された政府に継承されることは当然であると思ひます。しからば、そう見ることが格別ではないかという議論であると思いますが、サンフランシスコ条約を引用することは当然でありまして、同時に、日本以外におきましては五十カ国という多数の国がやはり日本と同じ立場をとつておることを考えてみますと、われわれは、国際的にかように扱うことは決して間違つておらない、かように考えております。

ダニム・ダムの問題につきましましては、これが賠償協定におきましてその内容となる場合におきましては、どういふ業者がこれを請け負わせてやらせ

るべきか、という問題が、賠償協定におきましては、どういふ業者がこれを請け負わせてやらせ

るかというふうな問題は、すべてベトナム政府が決定する問題でありまして、いろいろ御心配の点があるようでありますが、これはベトナム政府が当然の権利としてその相手方をきめるわけでございます。何か植村君を通じて政府にこれを入れることを強要したというふうな御意見でありましたが、そういう事実は全然ございません。

また、安保条約改定について日本がアメリカと交渉いたしておりますが、それが社会主義諸国に対しての非友好的な考え方を持っておりますか、あるいは、この賠償協定を成立せしめることが社会主義諸国に対して非友好的な考えの現われであるというふうなことは、われわれは全然考えておりません。当然われわれが条約上の義務としてやらなければならない、また、日本とアメリカとの関係において、日本みずからが独立国としてどういふ安全保障体制をとるかという立場から考えておるわけでありまして、これをもって非友好的な考えであるとか、あるいは他の全然関係のない貿易その他の問題に必然的に関係ありとして考えていくというところは間違ひである、私はかように思います。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) 総理の御答弁のありました以外に、私に対する御質問は、賠償の金額等につきまして決定はいろいろ工合にして基礎的に

考えてきたのかということだと思ひます。もちろん、賠償のことではありませんから、その損害につきましては、人的、物的、もしくは、戦争中の、経済的と申しますか、無償で徴発したというふうな場合における損害、また、精神的な損害というものも考慮しなければならぬことは当然だと思ひます。ただ、日本といつても、賠償を支払います場合には、各国との賠償の額というものも考慮に入れなければならぬと思ひます。また、日本の国力というものも考慮のうちにに入れて参らなければならぬと思ひます。従ひまして、そういうことを基準にして、われわれは、二億五千万ドルの最初の要求から、ただいま御指摘のありましたような三千五百万ドルの金額に次第に詰めて参つたわけでありまして、そうした諸種の条件を勘案しながら、今日まで交渉を進めてきた次第でございます。

なお、南北ベトナムの統一はジュネーブ会議、バンドン会議等でやっておるが、お前はバンドン会議にも出席してあるので、どう考えるかということとあります。むろん、バンドン会議の統一というのは、これは当然希望するわけで、分離国家におきまして、分裂国家が統一を一日もすみやかにやることを望んでやまないことは、日本国民として当然のことだと思ひます。ただ、この問題と賠償を支払うという問題とは直接関係があるわけではございませんし、ことに、われわれとしては、全ベトナムを相手にして賠償を支払うことを主義としてやっておるわけでありまして、南北ベトナム間の幸福にならうかと思ひますし、統一によつてそれが南北ベトナムに影響して参ることにならうことは問題と致しません。

〔国務大臣高崎達之助君登壇〕
○国務大臣(高崎達之助君) 北ベトナムとの輸出入が途絶した場合に商社の受ける損害を政府が補償するかどうかの御質問であります。これは、輸出入保険の範囲を越えた以上は、政府は補償する考えは持っております。

それから、一九五五年のバンドン会議に首席代表として出席いたしました私といつましては、今日におきまして、南北ベトナムが一日も早く統一して国連に加入されんことを希望してやまないであります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) ただいまの松本君の発言中、もし不穏当の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることといたします。

四国地方総合開発促進に関する決議案(前尾繁三郎君外四十六名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、前尾繁三郎君外四十六名提出、四国地方総合開発促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

四国地方総合開発促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を許します。前尾繁三郎君。

四国地方総合開発促進に関する決議案
提出者 前尾繁三郎外四十六名
賛成者 安倍晋太郎外三百七十九名

右の議案を提出する。

昭和三十四年三月十九日

四国地方は、本来、本土と海を隔てて相互の交通連絡に著しく円滑を欠くのみならず、地域内各県をつなぐ道路、鉄道等の交通網をはじめ、港湾その他の施設の整備はなほだしく立ち遅れ、ばんに近における経済諸情勢の進展に即応し得ない実情にあり、さらにまた、本地方は、宿命的台風豪雨の常襲地帯として累年の

災害に悩まされ、ために、旧態依然たる経済の悪循環を繰り返して、産業は振わず、民生の安定向上また期すべくもなく、ひいては地方財政に難澁をきたし、本地方の後進性はますます顕著の度を加へてゐる。

隣接する和歌山県についても、その後進性と災害ひん弊の実情は四国各県と類似的の自然的立地条件のもとにおかれ、同地域をあわせて総合的対策の確立を必要とするものと思料する。

他面、これらの地方は、由来、豊富な未利用資源を包蔵しながら、いまだにこれが調査活用、積極的方途を進むるに至つていないことはまことに遺憾である。

よつてこの際、四国各県及び和歌山県を一九とする面期的防災対策を強力に推進するとともに、交通、運輸等公共施設の整備充実を図り、さらに進んで未利用資源の積極的開発、産業基盤の増強強化に努め、もつて経済の助長発展を期することこそ、ひとり本地方民生の安定、福祉の増進を図るゆえんたるのみならず、国土総合開発の大局的見地において、刻下喫緊の急務であり、国の建設的施策にまづところきわめて大なるものがあるといわねばならぬ。

叙上の趣旨をもつて、政府はすみやかに本地方開発に関する基本方策

を樹立し、これが実施を推進するため、昭和三十五年度を契機として、予算上、法制上所要の措置を講じ、もつて施策の万全を期すべきである。

右決議する。

〔前尾繁三郎君登壇〕

○前尾繁三郎君 ただいま議題となりました四国地方総合開発促進に関する決議案について、自由民主党並びに日本社会党を代表いたしまして、その提案の趣旨を明瞭にいたします。

まず、決議案を朗読いたします。

四国地方総合開発促進に関する決議案

四国地方は、本来、本土と海を隔てて相互の交通連絡に著しく円滑を欠くのみならず、地域内各県をつなぐ道路、鉄道等の交通網をはじめ、港湾その他の施設の整備ははなはだしく立ち遅れ、ばんだ近における経済諸情勢の進展に即応し得ない実情にあり、さらにまた、本地方は、宿命的台風豪雨の常襲地帯として累年の災害に悩まされ、ために、旧態依然たる経済の悪循環を繰り返して、産業は振わず、民生の安定向上もまた期すべくもなく、ひいては地方財政に難渋をきたし、本地方の後進性はますます顕著の度を加えている。

隣接する和歌山県についても、その後進性と災害ひん免の実情は四国

各県と類似の自然的立地条件のもとにおかれ、同地域をあわせて総合的対策の確立を必要とするものと思料する。

他面、これらの地方は、由来、豊富な未利用資源を包蔵しながら、いまだにこれが調査活用の積極的方途を進むに至っていないことはまことに遺憾である。

よつてこの際、四国各県及び和歌山県を一丸とする画期的防災対策を強力に推進するとともに、交通、運輸等公共諸施設の整備充実を図り、さらに進んで未利用資源の積極的開発、産業基盤の培養強化に努め、もつて経済の助長発展を期することこそ、ひとり本地方民生の安定、福祉の増進を図るゆえんたるのみならず、国土総合開発の大局的見地において、刻下喫緊の急務であり、国の建設的施策にまつところきわめて大なるものがあるといわねばならない。

叙上の趣旨をもつて、政府はすみやかに本地方開発に関する基本方策を樹立し、これが実施を推進するため、昭和三十五年度を契機として、予算上、法制上所要の措置を講じ、もつて施策の万全を期すべきである。

右決議する。

わが国は、狭隘な国土と過剰な人口をかかえて、原料資源の大半を国外に

依存しなければならぬことは、御承知の通りでありまして、これらの隘路を開き、克服し、産業の振興と雇用の増大をはかり、経済の自立再建を達成することは、わが国の当面するまことに重要な課題であります。これがためには、まず国土の保全に努め、資源を最高度に活用して、適正な産業立地計画のもとに、地域の均衡のとれた経済の発展をはからなければなりません。

われわれは、この国土総合開発の一環として、いち早く北海道、東北地方並びに九州地方の重要性を取り上げ、さきに本院においてこれが開発促進に関する決議案を上げし、満場一致これを可決いたしました。現在着々その実をあげつつあることは、まことに同慶にたえないところであります。

さて、四国地方について見ますと、この地方は、本土と海を隔てており、また、本州並びに九州との交通連絡が円滑を欠いておりますのみならず、地域内を循環する鉄道網を初め、各県を結ぶ幹線道路及び各地港湾等の公共諸施設の整備は遅々として進まず、かたて加えて、本地方は宿命的な台風、豪雨の常襲地帯でありまして、その産業、民生に及ぼす被害は年々ばかり知れないものがあります。

このような事情のもとにおきまして、この地方の開発は著しく立ちおくれ、民力が乏しく、地方財政もまた難渋を來たしているものでありまして、旧態依然と

した経済の悪循環を重ねつつ今日に至っているものであります。今にしてこの地方の後進性を打開するため建設的な施策を講ずるにあらざれば、民生の安定向上はもとより、産業経済の伸張発展はとうてい期すべくもありません。

同時に、また、一衣帯水の間に相対する和歌山県は、その地位的、自然的条件が四国地方ときわめて類似し、従つて、その後進性と災害頻発の事情は、おおむねその軌を一にするものと思われまふので、この際、同県をあわせて総合的な対策を立てることが適切であると考へられます。他面、また、この地方に賦存する豊富なる水、森林及び地下資源については、いまだに十分な調査、活用が行われていない状態にありますので、将来これらの開発が進められますならば、わが国産業経済の振興に多大の貢献をなし得るものと、ひそかに期待する次第であります。

このような地位的特殊性と経済立地上の重要性にかんがみまして、これらの地方に対する防災対策とともに、特段の開発方策を確立して、これを本土経済の中核に連係せしめることは、ひとり本地方民多年の宿願たるのみならず、国家経済の大局的見地において、きわめて緊要であります。

すなわち、水資源については、電力、農工業用水等の多目的な活用をはか

り、あわせて森林資源及び地下資源等の積極的な開発を行うとともに、この地方における根幹交通網、工業用地、港湾など、経済立地の整備をはかり、産業の近代化を促進し、経済基盤の培養強化と民生の安定向上に資する等、本地方開発の画期的新生面を切り開かんとするものであります。

このような当面の地方的並びに国家的要請に即応して、政府はすみやかに四国地方開発に関する長期かつ総合的な基本計画を樹立し、これを強力に実施推進するため、予算上、法制上所要の措置を講ぜられるよう、特に期待するものであります。

如上の趣旨をもちまして、ここに本決議案を上程することにいたしました。切に満場の諸君の御賛同をお願いする次第であります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 討論の通告があります。これを許します。廣瀬勝邦君。

〔廣瀬勝邦君登壇〕

○廣瀬勝邦君 私は、ただいま提案されました決議案に対し、賛成の討論を行わんとするものであります。

古来、わが国において辺境の地と目され、その後進性が指摘されてきた北海道、東北、九州、四国の各地方のうち、前三者については今日まですでに開発促進の立法化がなされ、着々と総合開発が進められているにかかわらず

ず、ひとり四国地方のみが、いまだにその趨勢から取り残されているのであります。

海を隔てて隔絶せられてゐる本地方は、瀬戸内に面する一部の地帯を除いては、その本土との交流の疎外に因ては、全般的に産業、経済の開発が著しく立ちおくれ、近時急テンポに上昇の一途をたどる日本経済の進展に即応し得ず、他地域に比して、ますますその落差が顕著になつてゐるのであります。

すなわち、人口は対全国比四・八%を占めながら、工業生産額はわずかに二・九%の一千九百億円にとどまり、第二次産業部門の比率は、全国平均二三・八%を大きく下回る一七・四%にすぎないのであります。ために、地場産業は低迷状態から脱却できず、年増大する農村方面よりの労働余力の地区内就業などはとうてい期待しがたき、ひいては、本地方産業の主体である農業経営の細分、零細化を必然的に招来し、耕地面積二十五万四千五百ヘクタールに対し、農家戸数三十九万八千戸、平均一戸当り六十六アールという状態を現出しているのであります。かかる要因は、四国各県民の所得水準の低位くぎづけをもたらし、銀行預金全国比の二・三%、国税収納金一・四%となつて現われ、従つて、みずからの投資力も弱く、さらには地方財政の財源枯渇と貧窮化の結果づけてゐる

のであります。しかも、なお、本地方に定期的に常襲する台風、豪雨の被害は年を追つて累積し、これまた地方財政への圧迫に拍車をかけ、総合開発の自主的な推進をなし得ない原因となつてゐるのであります。

狭い国土に過剰な人口をかかえながら、経済自立を達成するために国土総合開発が進められてゐる今日、以上のごとく最も立ちおくれた本地方の開発を早急に促進し、未利用資源を最高度に活用することは、一日もゆるがせに放置し得ない国家的急務であらうと信ずるのであります。

かかる本地方の開発のために、まず第一には、経済発展の基礎要件となる交通網の整備、港湾設備の拡充、土地造成など、産業誘発条件の整備を必要とするのであります。現在、本地方の対本土輸送施設は、その大半が機帆船による海上輸送に依存しており、これを近代施設によつて日本経済の中核ラインへ密着せしめなければならないのであります。また、地区内四県にわたる鉄道、道路等の交通網もすみやかにこれを整備し、港湾施設の増強と相俟つて、臨海工業地帯を主軸とする近代産業発展の基礎をたしめる必要があります。

第二には、未開発資源の開発利用推進であります。従来、本地方は有数の水資源に恵まれており、四十一万八千キロワットの既開発電源のほか、未開発包蔵電源百十八万六千キロワット

を有し、工業用水の面においても、大規模需要を優に受け入れる余力を持つてゐるのであります。このことは、わが国工業発展の過程において、近き将来に予想され得る隘路としての工業用水と熱エネルギーの観点より、国家としても大きく日本経済全般の立場から注目せねばならぬ点であります。

林産資源においても、未開発山林は六十万八千三百ヘクタールに及び、蓄積推定四千八百五十八万立方メートルは、これまた、わが国有数の森林資源にして、その有効な開発利用が待たれるのであります。

その他、農産資源の利用についても、いわゆる西南暖地の特性を生かしつつ、豊富な水資源から農業用水を取り、土地改良、干拓、開墾の促進と、酪農、果樹、蔬菜、園芸等の助成振興によつて、本地方の農業経営の画期的な向上躍進をはからねばならないのであります。さらにまた、打ち続く災害防除のための河川の改修事業、治山、砂防、地すべり対策、海岸の侵食防止のための海岸堤防及び防災林工事、老朽化ため池の保全、農地、特に急傾斜地の保全事業等、総合生産性向上の上

によつて、この際、政府は、本決議案が可決されますことを契機として、四国四県並びに和歌山県全住民の多年にわたる悲願である本地域の総合開発と防災対策の強力なる施策推進をはかり、法制上、予算上、必要の措置をすみやかに講ぜられんことをここに強く要望し、本決議案に賛成の意を表明いたします。(拍手)

○議長(加藤録五郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤録五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

この際、世耕国務大臣から発言を求められております。これを許します。

国務大臣世耕弘一君。

〔国務大臣世耕弘一君登壇〕

○国務大臣(世耕弘一君) ただいまの御決議につきましては、政府といたしまして、慎重に検討いたしましたして、なるべく御趣旨に沿うように努力いたしたいと存じます。(拍手)

日程第十一 国民年金法案(内閣提出)

○荒船清十郎君 議事日程順序変更の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第十一を繰り上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤録五郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤録五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程の順序は変更せられました。

日程第十一、国民年金法案を議題といたします。委員長(報告)を求めます。社会労働委員長國田直君。

国民年金法案

右 国会に提出する。

昭和三十四年二月四日

内閣総理大臣 岸 信介

国民年金法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 被保険者(第七条―第十四条)

第三章 年金給付

第一節 通則(第十五条―第二十五条)

第二節 老齢年金(第二十六条―第二十九条)

第三節 障害年金(第三十条―第三十六条)

第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金

第一款 母子年金(第三十七―第四十一条)

第二款 遺児年金(第四十二―第四十八条)

第三款 寡婦年金(第四十九―第五十二条)

第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金 (第五十三条—第六十条)	2 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に行わせることができる。	七 私立学校教職員共済組合法 (昭和二十八年法律第二百四十五号)	3 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、第四十九条の規定を除き、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。(略)	四 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付を受けることができる者
第六節 給付の制限 (第六十一条—第七十三条)	2 保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。(用語の定義)	八 公共企業体職員等共済組合法 (昭和三十一年法律第三百三十四号)	第六條 厚生大臣は、国民年金事業の運営に關しては、その大綱につき、あらかじめ、国民年金審議会に諮問するものとする。	五 第五条第二項第五号から第七号までに掲げる年金たる給付を受けることができる者
第四章 被保険者及び年金給付に關する経過的特例	2 保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。	九 農林漁業団体職員共済組合法 (昭和三十三年法律第九十九号)	第二章 被保険者 (被保険者の資格)	六 前五号に掲げる者の配偶者
第一節 経過措置 (第七十四条—第七十九条)	2 この法律において、「公的年金各法」に基づく年金たる給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。	十 国会議員互助年金法 (昭和三十三年法律第七十号)	第七條 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。	七 次に掲げる学校に在學する生徒又は學生。ただし、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第四十四条に規定する高等学校の定時制課程による授業を受け、同法第四十五条 (同法第七十条、第七十一条の十及び第七十六条において準用する場合を含む。) に規定する通信教育を受け、同法第五十四条に規定する夜間の學部に在學し、又は同法第七十条の四に規定する夜間の課程による授業を受ける生徒又は學生を除く。
第二節 援護年金の特別支給 (第八十条—第八十三条)	2 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付	三 執達吏規則 (明治二十三年法律第五十一号) に基づく年金たる給付	一 被用者年金各法の被保険者又は組合員 (恩給法に定める公務員及び他の法律により恩給法に定める公務員とみなされる者、地方公務員の退職年金に關する条例の適用を受ける地方公務員、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員、執行吏並びに国会議員を含む。)	イ 学校教育法第四十一条に規定する高等學校 (盲學校、聾學校又は養護學校の高等部を含む。) 及びこれに相當する國立の學校で厚生大臣の指定するもの
第五章 福祉施設 (第八十四条—第八十五条)	2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (昭和二十五年法律第二百五十六号) に基いて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付	四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (昭和二十五年法律第二百五十六号) に基いて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付	二 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢若しくは退職又は廃疾を支給事由とする給付を受けることができる者	ロ 学校教育法第五十二条に規定する大學 (同法第六十二条に規定する大學院を含む。) 及びこれに相當する國立の學校で厚生大臣の指定するもの
第六章 費用 (第八十五条—第九十条)	2 恩給法 (大正十二年法律第四十八号) 他法律において準用する場合を含む。	五 戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和二十七年法律第二百二十七号) に基づく年金たる給付 (遺族給付金を含む。)	三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齡又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者	ハ 学校教育法第七十条の二に規定する専科大學及びこれに相當する國立の學校で厚生大臣の指定するもの
第七章 審査の請求 (第九十一条—第九十二条)	2 未歸還者留守家族等援護法 (昭和二十八年法律第六十一号) に基く留守家族手当及び特別手当 (同法附則第四十四項に規定する手当を含む。)	六 未歸還者留守家族等援護法 (昭和二十八年法律第六十一号) に基く留守家族手当及び特別手当 (同法附則第四十四項に規定する手当を含む。)	三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齡又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者	前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者
第八章 罰則 (第九十一条—第九十四条)	2 前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者	七 政令で定める法令に基づく年金たる給付	三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齡又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者	前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者
附則 第一章 總則	2 前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者	七 政令で定める法令に基づく年金たる給付	三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齡又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者	前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者
(国民年金制度の目的)	2 前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者	七 政令で定める法令に基づく年金たる給付	三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齡又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者	前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者
第一条 国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、老齢、廃疾又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。	2 前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者	七 政令で定める法令に基づく年金たる給付	三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齡又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者	前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者
(国民年金の給付)	2 前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者	七 政令で定める法令に基づく年金たる給付	三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齡又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者	前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者
第二条 国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、廃疾又は死亡に關して必要な年金の給付を行うものとする。	2 前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者	七 政令で定める法令に基づく年金たる給付	三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齡又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者	前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者
(管掌)	2 前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者	七 政令で定める法令に基づく年金たる給付	三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齡又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者	前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者
第三条 国民年金事業は、政府が、	2 前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者	七 政令で定める法令に基づく年金たる給付	三 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齡又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者	前項各号に掲げる者に対する將來にわたることの法律の適用關係については、国民年金制度と被用者

年金各法による年金制度及びその他の公的年金制度との関連を考慮して、すみやかに検討が加えられたい。別に法律をもつて処理されるべきものとする。

(資格取得の時期)

第八条 前条の規定による被保険者は、二十歳に達した日、日本国民となつた日又は日本国内に住所を有するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第九条 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 日本国民でなくなつたとき。
- 三 日本国内に住所を有しなくなつたとき。
- 四 六十歳に達したとき。

(任意脱退)

第十条 被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その資格を取得した日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間とその他の従前の被保険者期間とを合算した期間が二十五年未満であるときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、都道府県知事の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。この場合においては、その者は、その承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失する。

2 前項の場合において、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三箇月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者となつたものとみなす。

(被保険者期間の計算)

第十一条 被保険者期間を計算する場合に、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一個月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

(届出)

第十二条 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならぬ。

2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。

3 市町村長は、前二項の届出を受理したときは、厚生省令の定める

ところにより、都道府県知事にこれを報告しなければならない。

(国民年金手帳)

第十三条 都道府県知事は、前条第三項の規定により、被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、市町村長を経由してその者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者がすでに国民年金手帳の交付を受け、これを所持している場合であつて、その国民年金手帳に国民年金印紙をはりつけるべき余白があるときは、この限りでない。

2 国民年金手帳の様式及び交付その他国民年金手帳に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(国民年金原簿)

第十四条 厚生大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況その他厚生省令で定める事項を記録するものとする。

第三章 年金給付

第一節 通則

(年金給付の種類)

第十五条 この法律による給付(以下「年金給付」という。)は、次のとおりとする。

- 一 老齢年金
- 二 障害年金
- 三 母子年金、遺児年金及び寡婦年金

(裁定)

第十六条 年金給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基いて、厚生大臣が裁定する。

(端数処理)

第十七条 年金給付を受ける権利を裁定する場合において、年金給付の額に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支払期月)

第十八条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

第十九条 年金給付の受給権者が死亡したことに、受給権者の妻又は子が母子年金又は遺児年金を受けることができる場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、当該母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

る。母子年金の受給権者が死亡したことに、第四十七条第一項の規定による遺児年金の支給の停止が解除される場合において、その死亡した者に支給すべき母子年金でまだその者に支給しなかつたものがあるときも、同様とする。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項の母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

(併給の調整)
第二十条 二以上の年金給付(その額の全部につき支給を停止されている年金給付及び第四十九条第二項の規定によりその支給がまだ始められていない寡婦年金を除く。)の受給権者には、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。

(年金の支払の調整)
第二十一条 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年

金は、その後支払うべき年金の内払とみなすことができる。母子年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の母子年金が支払われた場合における当該母子年金の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(損害賠償請求権)

第二十二條 政府は、廃疾若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、年金給付をしたときは、その年金給付の額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その額の限度で、年金給付を行う責を免れる。

(不正利得の徴収)

第二十三條 偽りその他不正の手段により年金給付を受けた者があるときは、厚生大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第二十四條 年金給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、老齢年金(第五十三條第一項の規定によつて支給されるものを除く。)を受ける権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第二十五條 租税その他の公課は、年金給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢年金(第五十三條第一項の規定によつて支給されるものを除く。)については、この限りでない。

第二節 老齢年金

(支給要件)

第二十六條 老齢年金は、次の各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

一 保険料納付済期間(納付された保険料(第九十六條の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)が、二十五年以上である者

保険料納付済期間	年 金 額
二五年以上二六年末満	二四、〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二五、二〇〇円
二七年以上二八年末満	二六、四〇〇円
二八年以上二九年末満	二七、六〇〇円
二九年以上三〇年末満	二八、八〇〇円
三〇年以上三一年末満	三〇、〇〇〇円
三一年以上三二年末満	三一、二〇〇円
三二年以上三三年末満	三二、四〇〇円
三三年以上三四年末満	三三、六〇〇円
三四年以上三五年末満	三四、八〇〇円
三五年以上三六年末満	三六、〇〇〇円

二 前号に該当しない者であつて、保険料納付済期間が十年以上であり、かつ、その保険料納付済期間と保険料免除期間(第八十九條又は第九十條の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る被保険者期間のうち第九十四條第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。以下同じ。)とを合算した期間が、二十五年以上であるもの

(年金額)

第二十七條 前条第一号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

三六年以上三七年末満	三七、二〇〇円
三七年以上三八年末満	三八、四〇〇円
三八年以上三九年末満	三九、六〇〇円
三九年以上四〇年末満	四〇、八〇〇円
四〇年	四二、〇〇〇円

2

前条第二号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年 金 額
一〇年以上一一年末満	一一、〇〇〇円
一一年以上一二年末満	一二、六〇〇円
二一年以上三三年末満	一三、二〇〇円
三一年以上三四年末満	一三、八〇〇円
四一年以上三五年末満	一四、四〇〇円
五一年以上三六年末満	一五、〇〇〇円
六一年以上三七年末満	一五、六〇〇円
七一年以上三八年末満	一六、二〇〇円
八一年以上三九年末満	一六、八〇〇円
九年以上四〇年末満	一七、四〇〇円
一〇年以上四一年末満	一八、〇〇〇円
一一年以上四二年末満	一九、二〇〇円
一二年以上四三年末満	二〇、四〇〇円
一三一年以上四四年末満	二一、六〇〇円
一四年以上四五年末満	二二、八〇〇円

(支給の延期)

第二十八條 第二十六條各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達する前にあらかじめ厚生大臣に老齢年金受給延期の申出をしたとき

は、同条の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達した場合においても、老齢年金を支給しない。ただし、その者が六十五歳に達した時に他の年金給付の受給権者であ

るときは、この限りでない。

2 前項の申出をした者は、いつでも、将来に向つてその申出を撤回することができる。

3 第一項の申出をした者に対しては、その者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、老齢年金を支給する。

一 七十歳に達したとき。

二 第一項の申出を撤回したとき。

三 他の年金給付の受給権者となつたとき。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。ただし、その者が六十六歳に達する前に老齢年金が支給されることとなつたときは、この限りでない。

(失権)

第二十九条 老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三節 障害年金

(支給要件)

第三十条 障害年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)がなおつた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「療疾認定日」という。)において、その傷病により別表に定める程度の療疾の状態にあるときに、その者に支給する。

一 当該傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において被保険者であつた者について、初診日の前日において次のいずれかに該当したと。

イ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ 初診日の属する月前における直近の基準月(一月、四月、七月及び十月をいう。以下同じ。)の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

ニ 初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したと。

(併給の調整)

第三十一条 障害年金の受給権者に對してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の療疾を併合した療疾の程度による障害年金を支給する。

第三十二条 期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の療疾を併合した療疾の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の療疾を併合しない療疾の程度による障害年金を支給する。

き事由が生じたときは、前後の療疾を併合した療疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の療疾を併合した療疾の程度による障害年金の受給権を取得したときは、従前の障害年金の受給権は、消滅する。

第三十二条 期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の療疾を併合した療疾の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の療疾を併合しない療疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者がさらに障害年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害年金が第三十六条の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害年金を支給する。

(年金額)

第三十三条 障害年金の額は、初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間		年	金 額
二六年末満			二四、〇〇〇円
二六年以上二七年末満			二五、二〇〇円
二七年以上二八年末満			二六、四〇〇円
二八年以上二九年末満			二七、六〇〇円
二九年以上三〇年末満			二八、八〇〇円
三〇年以上三一年末満			三〇、〇〇〇円
三一年以上三二年末満			三一、二〇〇円
三二年以上三三年末満			三二、四〇〇円
三三年以上三四年末満			三三、六〇〇円
三四年以上三五年末満			三四、八〇〇円
三五年以上三六年末満			三六、〇〇〇円
三六年以上三七年末満			三七、二〇〇円
三七年以上三八年末満			三八、四〇〇円
三八年以上三九年末満			三九、六〇〇円
三九年以上四〇年末満			四〇、八〇〇円
四〇年			四二、〇〇〇円

2 療疾の程度が別表に定める一級に該当する者に支給する障害年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に六千円を加算した額とする。

(療疾の程度が変つた場合の年金額の改定)

第三十四条 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その療疾の程度を調査し、その程度が従前の療疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、障害年金の額を改定することができる。

2 障害年金の受給権者は、厚生大臣に對し、療疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の調査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定

が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

(失権)

第三十五条 障害年金の受給権は、第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

(支給停止)

第三十六条 障害年金は、その受給権者が当該傷病について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)又は国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による障害補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償費その他法令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができるときは、六年間、その支給を停止する。

第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金

第一款 母子年金

(支給要件)

第三十七条 母子年金は、夫が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときに、その者に支給する。

- 1 死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。
- 2 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。
- 2 夫の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持していた子とみなし、妻は、夫の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

(年金額)

第三十八条 母子年金の額は、死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じ、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年金額
三〇年未満	一九、二〇〇円
三〇年以上三一年未満	一九、八〇〇円
三一年以上三二年未満	二〇、四〇〇円
三二年以上三三年未満	二一、〇〇〇円
三三年以上三四年未満	二一、六〇〇円
三四年以上三五年未満	二二、二〇〇円
三五年以上三六年未満	二二、八〇〇円
三六年以上三七年未満	二三、四〇〇円
三七年以上三八年未満	二四、〇〇〇円
三八年以上三九年未満	二四、六〇〇円
三九年以上四〇年未満	二五、二〇〇円
四〇年	二五、八〇〇円

(加算)

第三十九条 母子年金の額は、妻が母子年金の受給権を取得した当時

第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるとき

- 3 第一項の規定によりその額が加算された母子年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。
- 1 死亡したとき。
- 2 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしたとき。
- 3 妻以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)となつたとき。
- 4 離縁によつて、夫又は妻のいずれの子でもなくなつたとき。
- 5 妻によつて生計を維持しなくなつたとき。
- 6 十八歳に達したとき。

は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円を加算した額とする。

2 妻が母子年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、妻がその権利を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、母子年金の額を改定する。

- 七 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。
- 八 二十歳に達したとき。

(失権)

第四十条 母子年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 1 死亡したとき。
- 2 婚姻をしたとき。
- 3 直系姻族以外の者の養子となつたとき。

2 母子年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、子が一人であるときはその子が、子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

(支給停止)

第四十一条 母子年金は、当該夫の死亡について、労働基準法又は国家公務員災害補償法又は国家公務員災害補償保険法の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償費その他法令で定める法令によるこれらに相当する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

2 母子年金は、当該夫の死亡について、公的年金各法に基く年金たる給付(その全額につき支給を停止されているものを除く。)を受けることができる者があるときは、その間、その額の三分の一に相当する部分の支給を停止する。

第二款 遺児年金

(支給要件)

第四十二条 遺児年金は、次の要件に該当する父又は母が死亡した場合において、その者の子であつて、父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持し、かつ、十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるものがあるときに、その者に支給する。ただし、父又は母の死亡の当時その子と生計を同じくするその子の母又は父があるときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したること。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二 死亡日において被保険者でないかつた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

第四十三条 遺児年金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年 金 額
三〇年未満	七、二〇〇円
三〇年以上三一年未満	七、五〇〇円
三一年以上三二年未満	七、八〇〇円
三二年以上三三年未満	八、一〇〇円
三三年以上三四年未満	八、四〇〇円
三四年以上三五年未満	八、七〇〇円
三五年以上三六年未満	九、〇〇〇円
三六年以上三七年未満	九、三〇〇円
三七年以上三八年未満	九、六〇〇円
三八年以上三九年未満	九、九〇〇円
三九年以上四〇年未満	一〇、二〇〇円
四〇年	一〇、五〇〇円

第四十四条 遺児年金の額は、当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、遺児年金の受給権を有する子の数が減じたときは、その減じた日の属する月の翌月から、遺児年金の額を改定する。

日、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺児年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

七 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき、ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

(支給停止)

第四十六条 遺児年金は、当該父又は母の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第四十七条 遺児年金は、当該父の死亡についてその妻が当該遺児年金の受給権者と生計を同じくすることによつて支給され、又はその額が加算される母子年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。

2 前項に規定する母子年金が第六十一条の規定により支給されるものである場合において、その母子年金が第六十五条又は第六十七条の規定によりその全額につき支給を停止されているときは、前項の規定による支給の停止は行わず、また、その母子年金が第六十五条第三項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されている部分の額は、停止されていない部分の額は、当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額の限度においてのみ、前項の規定による支給の停止を行つものとする。

第四十八条 遺児年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺児年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

七 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき、ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

(失権)

第四十五条 遺児年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき。

三 養子となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつたとき。

五 母又は父と生計を同じくするに至つたとき。

六 十八歳に達したとき。ただし、父又は母の死亡の時から引

き続き別表に定める廃疾の状態にあるときを除く。

七 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき、ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

(支給停止)

第四十六条 遺児年金は、当該父又は母の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第四十七条 遺児年金は、当該父の死亡についてその妻が当該遺児年金の受給権者と生計を同じくすることによつて支給され、又はその額が加算される母子年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。

2 前項に規定する母子年金が第六十一条の規定により支給されるものである場合において、その母子年金が第六十五条又は第六十七条の規定によりその全額につき支給を停止されているときは、前項の規定による支給の停止は行わず、また、その母子年金が第六十五条第三項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されている部分の額は、停止されていない部分の額は、当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額の限度においてのみ、前項の規定による支給の停止を行つものとする。

第四十八条 遺児年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺児年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

七 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき、ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

(支給要件)

第四十九条 寡婦年金は、次の要件に該当する夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害年金(第五十六条の規定によつて支給されるものを除く)の受給権者であつたことがあるときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

二 死亡日において被保険者でないかつた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

三 死亡日において被保険者でないかつた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

四 死亡日において被保険者でないかつた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

五 死亡日において被保険者でないかつた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

六 死亡日において被保険者でないかつた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

十六条各号のいずれかに該当したとき。

2 六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

(年金額)

第五十条 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ第二十七条第一項又は第二項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とする。

(失権)

第五十一条 寡婦年金の受給権は、受給権者が六十五歳に達したとき、又は第四十条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

(支給停止)

第五十二条 寡婦年金は、当該夫の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金

(老齢援護年金の支給要件)

第五十三条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえる者が七十歳に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合において、その者に老齢年金を支給す

る。ただし、その者が、七十歳に達した日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する老齢年金は、老齢援護年金と称する。

(老齢援護年金の額)

第五十四条 老齢援護年金の額は、一万二千円とする。

(老齢援護年金の失権)

第五十五条 老齢援護年金の受給権は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。

(障害援護年金の支給要件)

第五十六条 疾病にかかり又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、廃疾認定日においてその傷病により別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第三十条に定める障害年金の支給要件に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、その者に障害年金を支給する。ただし、その者が、廃疾認定日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 初診日において被保険者であつた者については、初診日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合において、その期間のうちの保険料

納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間（その者が二十歳に達した後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二 初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢援護年金の支給要件に該当したとき、

2 前項の規定により支給する障害年金は、障害援護年金と称する。

第五十七条 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、廃疾認定日後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、廃疾認定日が二十歳に達した日後であるときはその廃疾認定日において、別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、前条第一項の規定の適用については、その者は、同項各号の要件に該当するものとみなす。

2 前項に規定する者であつて、廃疾認定日後に二十歳に達したもののについては、前条第一項ただし書中「廃疾認定日」とあるのは、「二十歳に達した日」と読み替へるものとす。

(障害援護年金の額)

第五十八条 障害援護年金の額は、一万八千円とする。

(障害援護年金の失権)

第五十九条 障害援護年金の受給権は、第三十五条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、日本国内に住所を有しなくなつたとき、又は別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

(障害援護年金についての適用除外規定)

第六十条 第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、障害援護年金に關しては、適用しない。

(母子援護年金の支給要件)

第六十一条 夫が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて、義務教育終了前（十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き同一の学校又は育学校、養育学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に、その在学する間を含む。以下同じ。）のもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、第三十七条第一項に定める母子年金の支給要件に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、その者に母子年金を支給する。ただし、その者が、夫の死亡日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年

以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

二 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間（その妻が二十歳に達した後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

2 第三十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により支給する母子年金は、母子援護年金と称する。

(母子援護年金の額)

第六十二条 母子援護年金の額は、一万二千円とする。

第六十三条 母子援護年金の額は、妻が母子援護年金の受給権を取得した当時第六十一条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた一人につき二千四百円を加算した額とする。

2 第三十九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定によりその額が加算された母子援護年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 第三十九条第三項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 十五歳に達した日の属する学年の末日が終了したとき。ただし

し、同日以後引き続き中學校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学するときを除く。

三 前号ただし書に該当する場合において、中學校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学しなくなつたとき。

(母子援護年金の失権)

第六十四条 母子援護年金の受給権は、第四十条第一項の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。子が一人であるときはその子が、子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときも、同様とする。

2 第四十条第二項の規定は、母子援護年金に關しては適用しない。

(援護年金の支給停止)

第六十五条 老齢援護年金、障害援護年金及び母子援護年金(以下「援護年金」という。)は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 公的年金各法に基く年金たる給付を受けることができるとき。

二 監獄、勞務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が第三十六条又は第四十一条第一項に規定する給付が行われることに

よるものであるときは、この限りでない。

3 援護年金の額が、第一項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額)をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該援護年金の支給を停止しない。

4 援護年金は、受給権者が前年において十三万円(受給権者が前年の十二月三十一日において受給権者又はその配偶者の子であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子一人につき一万五千円を加算した額とする。)をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

5 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法及び前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第六十六条 老齢援護年金又は障害援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)は、その受給権者の配偶者が六千円をこえる額の公的年金各法に基く年金たる給付(その額の全部につき支給を停止されているものを除く)のとき、その額の全部につき支給を停止されているものを除くものとし、その額の一部につき支給を停止されている給付にあつては、その停止されていない部分の額が六千円をこえるものに限り、)を受けることができる。その期間は、その年金額のうちに当該公的年金各法に基く年金たる給付の額から六千円を控除した額(その額が六千円をこえるときは、六千円とする。)に相当する部分の支給を停止する。

2 前条第五項の規定は、前項に規定する公的年金各法に基く年金たる給付の額の計算方法について準用する。

3 夫及び妻がともに老齢援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受けることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢援護年金は、それぞれその年金額のうちに三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が老齢援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を、他方が障害援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受けることができる場合における当該老齢援護年金についても、同様とする。

4 老齢援護年金及び障害援護年金は、受給権者の配偶者の所得につき、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定により計算した前年分の所得税額(この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。次項において同じ。)があるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

5 老齢援護年金及び障害援護年金は、受給権者の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給権者の生計を維持するもの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、給与所得の収入金額が五十万円であり、かつ、同法に規定する

扶養親族が五人である者が通常納付すべき同年分の所得税額として政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十七条 母子援護年金は、妻が夫又は妻の二十五歳以上の子と生計を同じくするときは、その期間、その支給を停止する。ただし、その子が長期の疾病又は負傷、廃疾、失業その他これらに準ずる状態にあるときは、この限りでない。

(支払期の特例)

第六十八条 援護年金は、第十八条第三項本文の規定にかかわらず、毎年一月、五月及び九月の三期に、それぞれの前月までの分を支払ふものとする。

第六節 給付の制限

第六十九条 故意に廃疾又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾については、これを支給事由とする障害年金は、支給しない。

第七十条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わなかつたことにより、廢疾若しくはその原因となつた事故を生じさせた者の当該廢疾の程度を増進させた者の当該廢疾については、これを支給事由とする年金給付は、その全部又は一部を行わないことができる。自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わなかつたことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。

第七十一条 母子年金、遺児年金又は寡婦年金は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫の死亡前に、その者の死亡によつて母子年金又は遺児年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

2 遺児年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 受給権者が、正当な理由がなく、第七十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の間接に應じなかつたとき。

二 障害年金の受給権者又は第七十七条第二項に規定する子が、正当な理由がなく、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

第七十三条 受給権者が、正当な理由がなく、第七十五条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 被保険者及び年金給付に關する経過的特例

第一節 経過措置
(被保険者の適用除外)

第七十四条 明治四十四年三月三十

一日以前に生まれた者(昭和三十
六年四月一日において五十歳をこ
える者)は、第七條第一項の規定
にかかわらず、被保険者となしな
い。
(任意加入被保険者)

- 第七十五條 明治三十九年四月一日
から明治四十四年三月三十一日ま
での間に生まれた者(昭和三十六
年四月一日において五十歳をこ
え、五十歳をこえない者)であ
つて、第七條第二項各号のいづれ
にも該当しないものは、前條の規
定にかかわらず、都道府県知事に
申し出て、被保険者となることが
できる。ただし、第七條第一項に
該当する者に限る。
- 2 前項の申出は、昭和三十六年三
月三十一日までに行わなければな
らない。
- 3 第十三條第一項の規定は、第一
項の申出があつた場合に準用する。
- 4 第一項の規定による被保険者
は、いつでも、都道府県知事に申
し出て、被保険者の資格を喪失す
ることができ。
- 5 第一項の規定による被保険者
は、第九條各号(第四号を除く)
及び次の各号のいづれかに該当す
るに至つた日の翌日(次の第三号
に該当するに至つたときは、その
日)に被保険者の資格を喪失する。
一 前項の申出が受理されたとき。
二 保険料を滞納し、第九十六條
第一項の規定による指定の期限
までに、その保険料を納付しな
いとき。
三 被保険者期間が十年に達した
とき。
- (老齢年金の受給資格期間等につ
いての特例)
- 第七十六條 次の表の上欄に掲げる

者については、第十條及び第二十
六條各号(第二十八條第一項、第
三十條、第四十二條、第四十九條
第一項及び第九十九條第一項の規

定を適用する場合を含む。)中「二
十五年」とあるのは、それぞれ同
表の下欄のように読み替へるもの
とする。

大正五年三月三十一日以前に生まれ た者	(四十五歳をこえる者)	十年
大正五年四月一日から大正六年三月 三十一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十 五歳をこえない者)	十一年
大正六年四月一日から大正七年三月 三十一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十 四歳をこえない者)	十二年
大正七年四月一日から大正八年三月 三十一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十 三歳をこえない者)	十三年
大正八年四月一日から大正九年三月 三十一日までの間に生まれた者	(四十一歳をこえ、四十 二歳をこえない者)	十四年
大正九年四月一日から大正十年三月 三十一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、四十 一歳をこえない者)	十五年
大正十年四月一日から大正十一年三 月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四十 歳をこえない者)	十六年
大正十一年四月一日から大正十二年 三月三十一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十 九歳をこえない者)	十七年
大正十二年四月一日から大正十三年 三月三十一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十 八歳をこえない者)	十八年
大正十三年四月一日から大正十四年 三月三十一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十 七歳をこえない者)	十九年
大正十四年四月一日から大正十五年 三月三十一日までの間に生まれた者	(三十五歳をこえ、三十 六歳をこえない者)	二十年
大正十五年四月一日から昭和二年三 月三十一日までの間に生まれた者	(三十四歳をこえ、三十 五歳をこえない者)	二十一年
昭和二年四月一日から昭和三年三月 三十一日までの間に生まれた者	(三十三歳をこえ、三十 四歳をこえない者)	二十二年
昭和三年四月一日から昭和四年三月 三十一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえ、三十 三歳をこえない者)	二十三年
昭和四年四月一日から昭和五年三月 三十一日までの間に生まれた者	(三十一歳をこえ、三十 二歳をこえない者)	二十四年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日
におけるその者の年齢であらわしたものである。

(老齢年金の額についての特例)
第七十七條 大正十五年三月三十一
日以前に生まれた者(昭和三十六
年四月一日において三十五歳をこ
える者)であつて、前條の規定に
より老齢年金の受給資格期間が就
み替へられるため第二十六條第一
号又は第二号に該当するに至つた
ものに支給する老齢年金の額は、
保険料納付済期間に応じて、それ
ぞれ次の表の下欄に定める額とす
る。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上	一四〇〇円
五年以上	一三〇〇円
一年以上	一五〇〇円
一年未満	一六〇〇円
一年未満	一七〇〇円
一年未満	一八〇〇円
一年未満	一九〇〇円
一年未満	二〇〇〇円
一年未満	二一〇〇円
一年未満	二二〇〇円
一年未満	二三〇〇円
一年未満	二四〇〇円
一年未満	二五〇〇円
一年未満	二六〇〇円
一年未満	二七〇〇円
一年未満	二八〇〇円
一年未満	二九〇〇円
一年未満	三〇〇〇円
一年未満	三一〇〇円
一年未満	三二〇〇円
一年未満	三三〇〇円
一年未満	三四〇〇円
一年未満	三五〇〇円
一年未満	三六〇〇円
一年未満	三七〇〇円
一年未満	三八〇〇円
一年未満	三九〇〇円
一年未満	四〇〇〇円

2 前項に規定する者のうち保険料
納付済期間が十四年未満である者
については、その者が七十歳に達
するまでの間に支給する老齢年金
の額は、同項の規定にかかわらず、
その保険料納付済期間に応じて、
それぞれ次の表の下欄に定める額
とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上	九六〇〇円
一年以上	一〇六〇〇円
一年以上	一〇八〇〇円
一年以上	一〇九〇〇円
一年以上	一一〇〇〇円
一年以上	一一一〇〇円
一年以上	一一二〇〇円
一年以上	一一三〇〇円
一年以上	一一四〇〇円
一年以上	一一五〇〇円
一年以上	一一六〇〇円
一年以上	一一七〇〇円
一年以上	一一八〇〇円
一年以上	一一九〇〇円
一年以上	一二〇〇〇円
一年以上	一二一〇〇円
一年以上	一二二〇〇円
一年以上	一二三〇〇円
一年以上	一二四〇〇円
一年以上	一二五〇〇円
一年以上	一二六〇〇円
一年以上	一二七〇〇円
一年以上	一二八〇〇円
一年以上	一二九〇〇円
一年以上	一三〇〇〇円

3 大正十五年四月一日から昭和五
年三月三十一日までの間に生まれ
た者(昭和三十六年四月一日にお
いて三十一歳をこえ、三十五歳を
こえない者)であつて、前條の規
定により老齢年金の受給資格期間
が就み替へられるため第二十六條
第一号に該当するに至つたものに
支給する老齢年金の額は、保険料
納付済期間に応じて、それぞれ次
の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上	一九〇〇円
一年以上	二〇〇〇円
一年以上	二一〇〇円
一年以上	二二〇〇円
一年以上	二三〇〇円
一年以上	二四〇〇円
一年以上	二五〇〇円
一年以上	二六〇〇円
一年以上	二七〇〇円
一年以上	二八〇〇円
一年以上	二九〇〇円
一年以上	三〇〇〇円
一年以上	三一〇〇円
一年以上	三二〇〇円
一年以上	三三〇〇円
一年以上	三四〇〇円
一年以上	三五〇〇円
一年以上	三六〇〇円
一年以上	三七〇〇円
一年以上	三八〇〇円
一年以上	三九〇〇円
一年以上	四〇〇〇円

4 前三項の場合においては、第二
十八條第四項中「前條」とあるの
は、「第七十七條第一項から第三
項まで」と読み替へるものとする。
(老齢年金の受給資格期間等
についての特例)
第七十八條 次の表の上欄に掲げる
者については、第五十三條第一項
(第五十六條第一項の規定を適用
する場合を含む。)中「三十年」とあ
るの、それぞれ同表の下欄のよ
うに読み替へるものとする。

昭和三十四年三月二十四日 衆議院會議録第二十八号 国民年金法案

明治四十四年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十九歳をこえ、五十歳をこえない者)	四年
明治四十五年四月一日から大正二年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者)	五年
大正二年四月一日から大正三年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者)	六年
大正三年四月一日から大正五年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四十七歳をこえない者)	七年
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者)	八年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者)	九年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者)	十年
大正八年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、四十二歳をこえない者)	十一年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)	十二年
大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者)	十三年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者)	十四年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者)	十五年
大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十五歳をこえ、三十六歳をこえない者)	十六年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者)	十七年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者)	十八年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者)	十九年
昭和四年四月一日から昭和六年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十歳をこえ、三十二歳をこえない者)	二十年
昭和六年四月一日から昭和七年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十九歳をこえ、三十歳をこえない者)	二十一年

昭和七年四月一日から昭和八年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十八歳をこえ、二十九歳をこえない者)	二十二年
昭和八年四月一日から昭和九年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十七歳をこえ、二十八歳をこえない者)	二十三年
昭和九年四月一日から昭和十年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十六歳をこえ、二十七歳をこえない者)	二十四年
昭和十年四月一日から昭和十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十五歳をこえ、二十六歳をこえない者)	二十五年
昭和十一年四月一日から昭和十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十四歳をこえ、二十五歳をこえない者)	二十六年
昭和十二年四月一日から昭和十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十三歳をこえ、二十四歳をこえない者)	二十七年
昭和十三年四月一日から昭和十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十二歳をこえ、二十三歳をこえない者)	二十八年
昭和十四年四月一日から昭和十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十一歳をこえ、二十二歳をこえない者)	二十九年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

(障害援護年金及び母子援護年金の受給資格期間についての特例)
第七十九条 昭和十六年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえない者)については、第五十六条第一項第一号ロ中「その者が二十歳に達した後の期間」とあり、第六十一条第一項第二号中「その妻が二十歳に達した後の期間」とあるのは、昭和三十六年四月一日以後の期間と読み替へるものとする。

第二節 援護年金の特別支給
給
(老齢援護年金の特別支給)
第八十条 明治二十二年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳以上である者)には、第五十三条第一項

本文の規定にかかわらず、昭和三十四年十一月一日に、同条の老齢援護年金を支給する。
2 明治二十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳未満である者のうち、昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者)が七十歳に達したときは、第五十三条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の老齢援護年金を支給する。ただし、その者が老齢年金の受給権者であるときは、この限りでない。

(障害援護年金の特別支給)
第八十一条 昭和十四年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において二十歳以上で

ある者)が、昭和三十四年十一月一日以前になつた傷病により、昭和三十四年十一月一日において別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害援護年金を支給する。

2 初診日が昭和三十四年十一月一日前である傷病が同日以後になつた者又は初診日が同日以後昭和三十六年三月三十一日以前である傷病がなつた者が、そのなつた日において、当該傷病により別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、前項と同様とする。ただし、初診日において二十歳未満であつた者又は廃疾認定日において七十歳以上であつた者については、この限りでない。

3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者)であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病がなつたもの(廃疾認定日において七十歳以上であつた者を除く)が、そのなつた日において、当該傷病により別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、第一項と同様とする。ただし、当該廃疾について第三十条又は第五十六条第一項の規定により障害年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

(母子援護年金の特別支給)
第八十二条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した昭和十四年十一月一日以前に生まれた妻(昭和

三十四年十一月一日において二十歳以上である者)が、昭和三十四年十一月一日において、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)の生計を維持するときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子援護年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 妻が、現に婚姻をしているとき。
- 二 妻が、現に直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る)。
- 三 妻によつて生計を維持する子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

2 昭和三十四年十一月一日以後昭和三十六年三月三十一日以前に夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した二十歳以上六十歳未満である妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子援護年金を支給する。

3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた妻(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫が死亡し、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持したものの(夫の死亡日において六十歳以上であつた者を除く)が、夫の死亡の当時夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る)と生計を同じくするときは、前項と同様とする。ただし、当該夫の死亡について第三十七条又は第六十一条第一項の規定により母子年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

4 第三十七条第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

(規定に関する特例)

第八十三条 前三条の規定により支給する援護年金の受給権の裁定は、第十六条の規定にかかわらず、受給権者の請求に基いて、都道府県知事が行うものとする。

2 前三条の規定により援護年金の受給権を取得した者が第六十五条第一項第一号に該当するときは、引き続きこれに該当する間、その者は、前項の請求をすることができない。ただし、同条第二項又は第三項の規定に該当するときは、この限りでない。

第五章 福祉施設

第八十四条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることが出来る。

第六章 費用

(国庫負担)

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用(次項及び第三項に規定する費用を除く。以下同じ。)に充てられ、当該年度において納付された保険料の総額の二分の一に相当する額を負担する。

2 国庫は、援護年金の給付に要する費用を負担する。

3 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(事務費の交付)

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行ふ事務の処理に必要な費用を交付する。

(保険料)

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てられ、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき百円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき百五十円とする。

(保険料の納付義務)

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

第八十九条 被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月前における直近の基準月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害年金又は母子援護年金の受給権者であるとき。

二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による生活扶助又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号)によるこれに相当する援助を受けるとき。

三 国立のらい療養所その他の施設であつて、厚生省令で定めるものに収容されるとき。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があつたときは、都道府県知事は、申請のあつた日の属する月前における直近の基準月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとする。

ただし、世帯主又は配偶者にこれを納付するについて著しい困難がないと認められるときは、この限りでない。

一 所得がないとき。

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助又はらい予防法によるこれに相当する援助を受けるとき。

三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める障害者であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。

四 地方税法に定める寡婦であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。

五 その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。

(保険料の納期限)

第九十一条 一月、二月及び三月分の保険料はその年の四月末日までに、四月、五月及び六月分の保険料はその年の七月末日までに、七月、八月及び九月分の保険料はその年の十月末日までに、十月、十一月及び十二月分の保険料は翌年一月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

(保険料の納付方法)

第九十二条 保険料を納期限前に納付するには、厚生省令で定める場合を除いて、国民年金印紙による納付の方法によらなければならない。四月から十二月までの各月の保険料を納期限の経過後翌年の四月三十日まで間に納付するときも、同様とする。

2 一月から三月までの各月の保険料をその年の五月一日以後に、四月から十二月までの各月の保険料を翌年の五月一日以後に納付する

には、国民年金印紙による納付の方法によることできない。

3 国民年金印紙による保険料の納付は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、納期限までにこれを都道府県知事又は市町村長に提出し、その検認を受けることによつて行ふものとする。

(保険料の前納)

第九十三条 被保険者は、都道府県知事の承認を受け、将来の一定期間の保険料を前納することができ

2 保険料の前納は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、これを市町村長に提出し、その検認を受けることによつても、行ふことができる。この場合においては、都道府県知事の承認を受けることを要しない。

3 第一項の場合において前納すべき額は、国民年金印紙によつて納付する場合を除き、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

4 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

5 前四項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付、前納された保険料に係る第八十五条第一項の規定による国庫負担額の算定方法その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

(保険料の追納)

第九十四条 被保険者は、都道府県知事の承認を受け、第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされた保険料（承認の日以前の月前十年以内の期間に係るものに限り）の全部又は一部につき、これに相当する額を追納することができる。この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、さきに経過した月の分から順次に行ふものとする。

2 前項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、保険料の追納手続その他保険料の追納について必要な事項は、政令で定める。

(徴収)

第九十五条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

(督促及び滞納処分)

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算

して十日以上を経過した日でなければならぬ。

4 厚生大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

6 前二項の規定による処分によつて受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

(延滞金)

第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、徴収金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるときは、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたとき

は、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当り、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権)

第九十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(保険料の還付)

第九十九条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が二十年をこえ、かつ、保険料納付済期間が三年以上である者が六十五歳に達したときは、百五十円にその者の保険料納付済期間の月数を乗じて得た額から五千四百円を控除した額をその者に還付する。ただし、その者が、第二十六条各号のいずれかに該当するとき、又は障害年金若しくは母子年金の受給権者であつたことがあるときは、この限りでない。

2 第二十三条の規定は前項の保険料の還付について、第七十八条の規定は同項の保険料免除期間又は

保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間について、それぞれ準用する。

(附加保険料)

第一百条 被保険者は、別に法律の定めるところにより、この法律による保険料にあわせて、附加保険料を払い込むことができる。

2 前項の附加保険料を払い込んだ者に対しては、老齢年金にあわせて附加年金を支払い、又はその者が年金給付を受けることができなかった場合に脱退手当金を支払うものとする。

第七章 審査の請求

第一百一条 年金給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課、徴収若しくは第九十六条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2 審査の請求をした日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとなし、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

第八章 雑則

(時効)

第一百二条 年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日（第八十三条第二項の規定に該当する場合においては、その権利につき裁定の請求をすることができるこ

ととなつた日) から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利(第九十九条の規定による還付金を受ける権利を含む。)は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

3 前二項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。ただし、保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六条第一項の規定による督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十二条の規定を適用しない。

(期間の計算)

第三百三条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第三百四条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、厚生大臣若しくは都道府県知事又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例に定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は母子年金の支給若しくはその額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料証明を行うことができる。

件に該当する子の戸籍に関し、無料証明を行うことができる。

(受給権者に関する調査)
第七七条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、療養の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれら事項に関し受給権者に質問させることができる。

第二百五条 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、第十二条第一項に規定する事項を除くほか、厚生省令の定める事項を都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、障害年金の受給権者、別表に定める程度の療養の状態にあることにより遺児年金の受給権を有し、若しくは母子年金が支給され、若しくはその額が加算されている子又は疾病、負傷若しくは療養の状態にあることにより第六十七条ただし書の規定によつて母子援護年金の支給が停止されていない子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれら者の療養、疾病若しくは負傷の状態を診断させることができる。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣又は都道府県知事に対し、厚生省令の定める事項を届け出、かつ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 厚生大臣は、前項の支払に必要な資金を通借大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

第六六条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、被保険者に対し、国民年金手帳の提出を命じ、又は被保険者の資格若しくは保険料に関する処分に関し、当該職員をして被保険者に質問させることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第八八条 厚生大臣又は都道府県知事は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、被保険者、受給権者又は世帯主若しくは被保険者の配偶者の資産若しくは収入の状況又は公的年金各法に基く年金たる給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、被用者年金各法に定める組合(厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合を含む。以下同じ。)若しくは国家公務員共済組合連合会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

支給状況につき、郵便局その他の官公署、被用者年金各法に定める組合(厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合を含む。以下同じ。)若しくは国家公務員共済組合連合会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(年金給付の支払)
第九九条 年金給付の支払に関する事務は、通借大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の支払に必要な資金を通借大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(実施命令)
第一百条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

第九章 罰則

第一百一条 偽りその他不正な手段により年金給付を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者

二 第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主

三 第六六条第一項の規定により国民年金手帳の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

第一百十三条 第十二条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者は、五万円以下の罰金に処する。ただし、同条第二項の規定によつて世帯主から届出がなされたときは、この限りでない。

第一百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第六五条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者。ただし、同条第二項において準用する第十二条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときを除く。

二 第六五条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者

三 第六五条第二項において準用する第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主

四 第六五条第四項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十四年十一月一日から施行する。ただし、第二章、第七十四条、第七十五条及び附則第四条から附則第八

条までの規定は昭和三十五年十月一日から、第七十六条から第七十九条まで、第六章中保険料に関する部分及び附則第二条の規定は昭和三十六年四月一日から、附則第三条第一項の規定は公布の日から施行する。

(被保険者に関する経過措置)

第二条 昭和三十五年十月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間において被保険者であつた者について、年金給付に関する規定を適用する場合においては、その者は、その期間、被保険者でなかつたものとみなす。

(援護年金の裁定の請求等に関する経過措置)

第三条 第八十条第一項、第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定に該当すべき者は、昭和三十四年十一月一日前においても、同日にこれらの規定に該当することを条件として、当該援護年金について受給権の裁定の請求の手續をとることができる。

2 第八十条第一項、第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による援護年金の支給は、昭和三十四年十一月から始めるものとする。

3 昭和三十五年における援護年金の支払については、第六十八条中「二月」とあるのは、「三月」と読み替へるものとする。

(被用者年金各法の被保険者等に関する当分の間の取扱)

第四条 第七條第二項各号に掲げる者に関するは、同条第三項に規定する法律が制定施行されるまでの間、次条から附則第九条までに定めるところによる。

第五条 第七條第一項に規定する者であつて、同条第二項各号のいずれかに該当するものが、同項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、その日に被保険者の資格を喪失するものとし、また、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日に被保険者の資格を喪失するものとする。ただし、その者が明治四十四年四月一日以後に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者)である場合に限る。

第六条 明治四十四年四月一日以後に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者)であつて、第七條第二項に該当するものは、同項の規定にかかわらず、都道府県知事の承認を受け、被保険者となることができる。ただし、同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者及び同条第一項に該当しない者は、この限りでない。

2 前項の規定による承認を受けた者は、その承認を受けた日に被保険者の資格を取得するものとする。

3 第十三条第一項の規定は、第一項の規定による承認があつた場合に準用する。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第九條各号及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第九條第四号又は次の第一号若しくは第二号に該当するに至つたときは、その日)に被保険者の資格を喪失する。

一 第七條第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第七條第二項第四号から第七号までのいずれにも該当しなくなつたとき。

三 前項の申出が受理されたととき。

四 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しなかつたとき。

6 第一項の規定による被保険者については、第八十九条及び第九十条の規定を適用しない。

第七條 明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者)であつて、第七條第二項に該当するものは、同項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることが出来る。ただし、同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者及び同条第一項に該当しない者は、この限りでない。

2 第七十五條第二項から第五項までの規定は、前項の規定による被保険者について準用する。

3 第七十五條第一項又はこの条第一項の規定による被保険者が、第七條第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日に被保険者の資格を喪失する。

第八條 厚生大臣、都道府県知事又は市町村長は、被保険者の資格に關し必要があるときは、被用者年金各法に定める組合その他の管掌機關(恩給に關する裁定庁、本属庁及び支給庁並びに地方公務員の退職年金に關するこれらに相当する機關を含む。)に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第九條 疾病にかかり、又は負傷し、昭和三十四年十一月一日以後におけるその初診日において第七條第二項第一号から第三号までのいずれかに該当した者の当該傷病による療養については、第五十七條第一項並びに第八十一条第二項及び第三項の規定を適用しない。

(印紙税法の一部改正)

第十條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノノハの次に次の一号を加える。

六ノノ九 国民年金ニ關スル託書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十一條 所得税法の一部を次のように改正する。

第八條第六項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料

第九條第二項中「第六号の五」の下に、「第七号の三」を加える。

(地方財政法の一部改正)

第十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第七号中「厚生年金保険」の下に、「国民年金」を加える。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律の一部改正)

第十三條 国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第八十七條第一項」の下に、「国民年金法(昭和三十四年法律第九号)第九十七條第一項」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四條 地方税法の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国民年金法(昭和三十四年法律第九号)の規定によつて年金給付として支給を受ける金額

第六百七十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国民年金法の規定によつて年金給付として支給を受ける金額

第六百七十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国民年金法の規定によつて年金給付として支給を受ける金額

第六百七十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国民年金法の規定によつて年金給付として支給を受ける金額

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第十五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生年金保險法(昭和二十九年法律第百十五号)第九十条」の下に「並びに國民年金法(昭和三十四年法律第 号)第百一条」を加える。

第三十條を「若しくは厚生年金保険法第九十條を」
第九十條を「若しくは厚生年金保険法第九十條又は國民年金法第百一條」に改め、同條第三号中「保険給付」の下に「（國民年金法による年金給付を含む。次條第一項において同じ。）」を加える。

「（國民年金事業の管掌者を含む。以下同じ。）を加える。

第十九条中「及び厚生年金保険法第九十条」を、「厚生年金保険法第九十条及び国民年金法第一百条」に改める。

第三十二條第一項中「又は厚生年金保險法第九十條第一項を若しくは厚生年金保險法第九十條第一項又は國民年金法第百一條第一項」に改め、同條第二項中「又は厚生年金保險法第九十條第二項を若しくは厚生年金保險法第九十條第二項又は國民年金法第百一條第二項」に改め、同條第六項中「厚生年金保險法第八十六條第五項の下に」並びに國民年金法第九十六條第四項」を加える。

別表

障害の程度	一	二
障 害 の 状 態	一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの 二 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 四 両上肢のすべての指を欠くもの 五 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 六 両下肢の足関節以上で欠くもの 七 体幹の機能にすわつてゐることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの 八 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上に認められる身体障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内科的疾患に基く身体障害であつて、前各号のいすれにも該当しないものを除く。）	一 両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの 二 両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの 三 平衡機能に著しい障害を有するもの 四 咀嚼の機能を欠くもの 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 九 一上肢のすべての指を欠くもの 一〇 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 一一 両下肢のすべての指を欠くもの 一二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一三 一下肢の足関節以上で欠くもの 一四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 一五 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上に認められる身体障害であつて、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（内科的疾患に基く身体障害であつて、前各号のいすれにも該当しないものを除く。）

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

理由

国民生活の安定が老齡、廢疾又は死亡によつてそこなわれることを國民の共同連帶によつて防止するため、国民年金制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○國田直君　ただいま議題となりました国民年金法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の大要について御報告申し上げます。

わが國の公的年金制度としては、恩給、厚生年金保險、各種共済組合等など、すでに幾つかの制度がありますが、これらはいずれも一定の條件を備えた被用者を対象とするものであつて、國民の大半を占める農民、商工業者、零細企業の被用者などには何らの年金制度が確立してないのであります。

翻つて、最近のわが国の人口趨勢を見ますと、戦後、国民の死亡率は激減し、平均寿命は飛躍的に延び、その結果、老齢人口は、絶対数においても、また、国民全体の中において占める比率においても、著しい増加の傾向を示しておるのでありますが、一方、これら老齢者の置かれてゐる生活状態は、戦後における社会経済情勢の変化、家族制度の崩壊等からいたしまして、戦

前に比べ、むしろ、きびしさを加えている状態にあります。このことは、程度の差こそあれ、身体障害者や母子世帯の場合にも同様であります。

かゝつて、社会保障制度の一環として年金制度を全國民に及ぼし、これを生活設計のよりどころとして、國民生活安定への体制を確立することが、國民の一致した要望となつて参つたのであります。政府が今回提出いたしました本法案は、これにこたえるためのものであります。昨年六月の社会保障制度審議会の國民年金制度に関する答申を参考として企圖立案せられたものであり、國民生活の安定が老齡、障害または死亡によつてそなわれることを國民の共同連帯によつて防止しようとするのが、その目的であります。以下、本法案の内容について、その概略を申し上げます。

まず第一に、国の財政負担を考慮して、拠出制を基本とし、拠出制年金を受けられない者に対しては、経過のままは補完的特例として、無拠出制の年金を併用していく建前をとっておりま

第二に、提出制については、その適用対象を二十才から五十九才までの国民としておりますが、現行公的年金制度の適用者及び受給者は適用除外とし、また、その配偶者及び学生については任意加入を認めることにいたしております。

第四に、年金給付の種類は、老齢、障害、母子、遺児及び寡婦の五種類であります。まず老齢年金は、保険料を二十五年以上納付した者が六十五才になったときに支給するものであり、年金額は保険料納付の期間に応じて、年二万四千円から四万二千元までを支給するものであります。なお、一定の年令をこえる者については、保険料の納付期間及び年金額に關して経過措置が講ぜられております。

次に、障害年金は、一定期間保険料を納付した者が日常生活に著しい制限を加えられる程度の障害になったときに支給し、その額は保険料の納付期間に応じて二万四千元から四万二千元とし、さらに、重度の障害の状態にある者に對しては、これに年額六千元を加算することになっています。

次に、母子年金は、妻が、一定期間保険料を納付した後、夫と死別して、十八才未満の子を扶養しているような場合に支給するものであって、年金額 は保険料の納付期間に応じて一万九千二百円から二万五千八百円までを支給するものであり、遺児年金は、父母い

また、寡婦年金は、婚姻後十年以上経過した妻が、老齢年金を受けるに必要な期間保険料を納付した夫と死別したときに、六十才から六十五才まで支払し、年金額は夫の受けるべきであつた老齢年金額の半額といたしておるのであります。

第五に、無拠出制年金についてであります。拠出制年金を受けられない者に対して、老齢、障害及び母子の三援護年金を経過的に支給することといはれております。

ます、老齡援護年金は、本制度発足時すでに五十五才以上である者、まづは保険料の負担能力が乏しいため拠出制の老齡年金を受けるに必要な保険料の納付を行い得なかつた者に対して十才から一万二千円を支給いたし、障害援護年金は、制度発足時二十才以上

の者であつて、すでに著しい障害の状態にある者、保険料の負担能力が乏しい者、または二十才未満で、これと同程度の障害があつて、拠出制の障害年金を受けるに必要な保険料の納付を行へ得なかつた者に対して一万八千円を支給することとしたほか、母子援護年

し、子が二人以上あるときは、第二子以降の子一人につき二千四百円を加算することとしたしております。なお、これらの援護年金は、すでに現行公的年金制度による年金を受けている者、あるいは一定程度以上の所得のある者に對しては、この支給を制限することにしたしております。

第六は、年金財政についてであります。本制度の財政運営方式としては、国家財政並びに国民の負担能力の見地から積み立て方式をとることにしてあるのでありますが、国庫は毎年度の保険料収入総額の二分の一に相当する額を負担するとともに、援護年金の給付に要する費用並びに事務費につきます。では全額国庫負担することといいたしませんでした。

次に、実施の時期でありますが、保護年金は本年十一月一日から支給することとし、拠出制年金については昭和三十六年四月一日から保険料の徴収を開始することとしております。

本法案は、二月十二日本委員会に付託せられ、同十八日厚生大臣より提案

そのうち、最も議論の中心となった問題として、まず、「本年金と既存の公的年金制度との調整をどうするか」との質問に対しては、「国民皆年金の実をあげるためには、本制度と既存制度等の間に資格期間の通算等調整が行われねばならないので、本法案にはそ

の趣旨を明記しており、具体的な方策については、昭和三十六年四月、提出の保険料の徴収が開始されるまでに「解決する」との答弁があり、第二に、「提出制年金支給開始年令の六十五才はおそきに過ぎる。また、四十年の長期にわたって積み立てた提出年金が月三千五百円では、憲法で保障された健康で文化的な生活ができないのではなか」との質問に対し、「外国の事例もい

六十五才が多いのみならず、老齢人口が激増するわが国の現状と国家財政の乏点を考慮すれば、現段階では六十五才が適当である。また、三千五百円は生活設計のよりどころを与える趣旨であつて、何よりも実行可能な年金制度の確立ということを意図するものである。

務の円満な遂行をはかるためには現在の国税庁ぐらいの機構が必要となるの、で、直ちに採用できない。また、負担能力のない階層に対しては保険料免除の制度を設けて十分考慮が払われておる」との答弁があり、第四に、「国民年金受給者に対しては生活保護費を併給すべきではないか」との質問に対しては、「本年金は生活保護法による被保護者に対して当然支給されるのであるが、それが収入認定の対象となり、従つて、被保護者にとっては何ら実質的な意義がない結果に終ることを防ぐ意味において、生活保護の運用上、老齢加算制の新設、身体障害者加算、母子加算の増額等の措置を講じていく方針である」との答弁がありました。

なお、本法案の重要性にかんがみ、十八日には特に岸内閣総理大臣及び世耕經濟企画庁長官、十九日には佐藤蔵大臣及び青木自治庁長官の出席を求めて質疑を行い、また、十一日には都立大学教授磯村英一君外六名の公述人を招致して意見を聴取いたし、さらに

十四日には、新潟、大阪及び福岡へそれぞれ委員を派遣し、地方の意見をも聴取いたしましたのでありますが、これらの詳細については会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、十九日の委員会において質疑を終了いたしましたのでありますが、日本社会党提出の二法案に対しては、坂田厚生大臣より、政府案と競合するのみならず、予算の裏づけがないから賛成いたしかねる旨の発言がございました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して中村英男委員より、日本社会党両案に賛成、政府案に反対の意見が述べられた後、自由民主党を代表して田中正巳委員より、政府案に賛成、日本社会党両案に反対の意見の開陳があつて討論を終了し、次いで採決を行いましたところ、本案は多数をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、日本社会党提案の両案は、すでに政府原案が可決せられた結果、議決を要しないものと議決いたしましたのであります。

次いで、山下春江委員より、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかるとの附帯決議を付すべしとの動議が提出され、同委員より、その趣旨の説明がありました。朗読をいたしました。

国民年金法案に対する附帯決議

政府は、国民年金法案発議後、その総体について改善拡充に努力すべきである。

特に左記事項について特段の考慮を払い、早急に適切な措置が講ぜらるべきである。

一、国民年金制度、各種公的年金制度の相互間に通算調整の途を講ずることは国民皆年金の理想を達成するための不可欠の要件であるから、昭和三十六年度までにこれに必要な措置を完了すること。その際途中脱退者が不利にならないよう充分の配慮をすること。

二、生活保護法の運用において、老齢加算制度の創設、母子加算及び身体障害者加算の増額等の措置を講じ、生活保護法の被保護者にも援護年金支給の趣旨が充分に行きわたるよう早急に措置すること。

三、積立金の運用については、一部を資金運用部資金として運用するほか、一部は被保険者の利益の為に運用する方途を講じ、努めて被保険者にその利益が還元されるよう特段の配慮を加えること。

四、援護年金の支給に当つては各種の制限措置、老齢援護年金の年令制限、各種所得制限に若干厳し過ぎる向も考えられるので、将来国民

民経済の発展に対応し、漸次これを緩和するよう考慮すること。

なお、準母子家庭にも母子援護年金を適用する道をひらくこと。

五、障害年金及び障害援護年金については、内科的疾患に基く障害者に対して逐次支給範囲に加えるよう考慮すること。

以上であります。

次いで、本動議の採決を行いましたところ、本動議は全会一致をもって附帯決議を付することと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。

堤ツルヨ君。

〔堤ツルヨ君登壇〕

○堤ツルヨ君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました政府提出の国民年金法案に反対し、日本社会党提案の国民年金法案、並びに、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案に対し賛成の意を表したいと存じます。(拍手)

顧みますれば、昨年五月、衆議院の選挙に際し、自由民主党が国民年金を公約されましたことは、今なお記憶に新たなところでございます。国民のすべてが待つこと久しかった医療保障と相並んでの社会保障の一つの柱である

国民年金が、とにかく、今国会に目の見ることになりましたことは、御同慶のきわみといわなければなりません。(拍手)戦後十四年、新しい世界の息吹きの中に民主主義への理解と平和な世界実現のために年々目ざめつつある国民の前に、政府与党が、公約である本制度の実現に手をつけざるを得なかったことは、近代国家として理の当然とはいえず、あずかつて大きな力があつたものは、わが日本社会党であつたと言えましょ。(拍手)

すなわち、わが党が、かたい信念のもとに、同志、先輩の志を継いで、結党以来、社会保障の理念を広く国民に呼びかけるとともに、本制度の必要と完成を主張して参りました。昭和二十五年、ようやく社会保障制度審議会の勧告がなされたにもかかわらず、歴代の保守党内閣は、見て見ぬふりの怠慢を続け、旧態依然たる資本主義の上に、あぐらをかいて何らなすところなく、心ある国民からは、しばしば、ひんしゆくを買つて参りました。(拍手)

これに比べて、わが党は、昭和三十一年、呼び水的なものではありましたが、慰老年金法案並びに母子年金法案を提出、また一昨年、全国民のための総合的な年金制度を研究して国民年金法案とし、昨年の第二十八、二十九、三十国会にこれを提出して参りましたが、さらに幾分の検討、修正を加えて本国民年金法案となりました。

本法案は、わが党の思想に立脚し、実行可能にして、手続上の具体的な内容を盛つた関係四法案と相俟つて、年金をやつてくれるのなら社会党案のようであつてほしいと、公述人のほとんどが述べられたごとく、きめのこまかい愛情と、最善の努力を払つた、至れり尽せりのもので、わが国民生活の実態をとらえた、完璧に近いものであります。(拍手)これまでにこぎつけるためには、政党としてのたゆまざる努力と、国民の啓蒙に多年の日月と労苦を惜しまなかつた、日本社会党の組織をあげての力こそ、まことに偉大であつたといわねばなりません。(拍手)今日では、国民のすべてが、社会保障制度を抜きにしては近代国家の政治はあり得ないと思ふ思ふようになり、この世論が、都市といわず、農山漁村といわず、国民の常識となつて、ついに、これをやろうとしない自由民主党への非難となり、これが批判の結果、選挙の投票にも響くとあつて、選挙民のこわい保守党が、一票を持った国民にピンとを合わさるを得なくなつたというのが、最も適切だと思ひます。(拍手)

それはなぜか。すなわち、出て参りました政府の法案を見ますれば、一目瞭然、お粗末さわるものであります。(拍手)世間では、「どうせ、自民党のやることだから、それくらいのことだろう」、「まあ、ないよりはまし」といわれておりますが、あまりにも社会

保障の理念からは遠く、保障というよりも保険であり、防食という考えよりも救済であり、しかも、所得保障だと言いつつ、その実は涙金か小づかい銭であり、全国民を対象にと口には言いながら、数多くの漏れる人々を捨て去りにし、真に必要度の多い人々に厚みをかけず、果してこれでも国民年金と言えぬのかと、その良心を疑わざるを得ないものであります。(拍手)公約を監視する国民の手前、とにかく、本年度百億のつかみ銭を計上してお茶を濁したと申しても、決して過言ではありません。

以下、政府案の問題点を指摘しつつ、わが党案と比較検討して、その反対の根拠を明らかにし、本議場を通して国民諸賢の御理解を仰ぐとともに、将来のわが国社会保障制度がいかなる姿において完成すべきか、その骨組みだけを、時間の許す限り述べてみたいと思います。(拍手)

大別して、まず提出制について申し上げます。

その第一点は、年金財政についてであります。政府は、完全積立方式一本としての建前をとり、財政収支にこだわっておりますがゆえに、国家の行方保障制度でありながら、むしろ任意保険に近い考え方が随所に見られるとともに、社会保障の精神をはるか逸脱いたしております。従って、救済的な色彩が濃厚に現れておりますことは、根

本的な致命傷だといわねばなりません。

無拠出制年金を過渡的、補完的の度にとどめたり、援護年金という名をつけて、年金の受給資格にきわめて過酷な所得条件を付したまま、何らの策も講じておらなかつたりすることは、許したいといわなければなりません。すなわち、本制度の必要度が最も多いボーダー・ライン層をこの制度から締め出して、保険料を納め得る者だけの任意保険的な制度となつてしまつております。この点、わが党案は、年金税による積立方式に加ふるに賦課方式を取り入れることに踏み切つております。審議の途上における公聴会では、しばしば、多くの人が、賦課方式による大幅な国庫負担の繰り入れで、万人にひとしく生活保障をするというのでなければ、国民年金という名に値しない、ということをおっしゃいます。窓口の事務機関を例のごとく叱咤激励して、苦しい人々から保険料をかき集めることによって、国庫負担をできるだけ避けていこうという、さもしい心根であればこそ、ないよりはましなものとなつてしまひました。

第二点は、保険料と年金との問題であります。政府が言うところの二十五万人の本法の対象者は、いわゆる中小零細企業の自営者、五人未満の職場の労働者や商工業者、医師、弁護士、農漁民、日雇い労働者等、十数種にわたる現行公的年金制度の適用を受

けておられない人々であります。この人たちから、二十才以上三十四才まで百円、三十五才から五十九才まで百五十円を、四十年間の長きにわたつて強制的に徴収するのであります。住友の

だんな様もニコヨン層も均一に、有業者も無業者も同額を徴収するというのは、いかがなものでありましよう。この点、社会党案は、均等割五、収入割三、資産割二の比率で、力のある人は多く出して、所得能力の少ない層ほど少額で済むという配慮をいたしております。(拍手)また、政府案が掛金期間四十年、据置き五年というのに対し、わが党は三十五年だけかけるという、国民にとって有利な開きがあります。しかも、六十才から受給資格を与えて、本制度完成の晩には月七千円以上を生涯支給しようというわが党案に比べて、政府案は六十五才にならぬと支給されず、その支給額は最高月三千五百円という始末で、その上、十年以上保険料を納付した者でなければ減額年金が支給されません。低所得者の多い実態にかんがみ、せめて五年以上納付した者に支給するよう改めよとの声が多かつたのであります。これさえも政府はのんでおりません。全く保険主義である証拠であります。でき

るだけ保険料をとつて、なるべく年金を支給したくないという方針は、市井の民間保険会社の経営精神と似ております。社会保障は営利事業でないとい

うことを銘記してもらわなければなりません。(拍手)

第三に触れておかなければならないのは、開始年齢であります。狭い四つの島に九千万の人々が激しい生存競争をしております日本人の苦しい実態は世界でもまれであり、なまのからだにむち打つて、働けるだけ働くという悪条件のもとでは、早く老衰することは免れません。幸いなるかな、平均寿命は戦前に比べて延び、男子七十四才、女子七十七才に達し、総人口に対する老人比率も年々増加して、やがて一〇%の日も近からんとしております。オートメーション化による労働人口の過剰と生産年齢人口の減少等によって、六十才にもなれば所得がないという老人が激増いたします。一生を働き抜いた親への奉養は、常識として六十才くらいにしたいもので、わが党が開始年齢を六十才にしたのも、また当然であります。支給開始六十五才という政府案を見たとき、持てる者も持たざる者も一律に百円、百五十円の保険料を強制され、六十五才になつて生きていくやら死んでいるやらわからぬのにと考え出したら、果して国民が保険料をまじめに納めて協力をしようという気持が起るでしょうか。(拍手)しかも、対象者の三分の一が保険料を納めることができない人だと政府は見ておりますが、保険主義の政府案が、生活保障のあたたい手をこの人たちに

果して差を伸べることができるとか。この点、わが党案は、収入の少ない人には政府案の百円よりもいふんと安くなる見込みで、百六十六円平均の年金税を積み立てにとりますが、さらに、納入困難あるいは不能の人については減額または減免をすることとし、しかも、何回減免を受けた人でも、年金を支給されるべきときには、無条件で、他の人と同じ年金を支給するといふことを、重ねてつけ加えておかなばなりません。(拍手)政府案が、保険料納付を怠つた者には援護年金を支給しないことにしているのは、見のがしたい点だと、審議会も強く批判いたしております。納めたくても納められないという、やむにやまれぬ人々を、一体どうしようというのか。

第四点は、年金額についてであります。老齢年金を見ますと、わが党案では、四十年先の完成時には年八万四千円、政府案は四万二千円で、わが党の半額でございます。明治以後のわが国経済成長率平均四%と同率をもつて今後の日本経済が拡大するという見方は、世耕企画局長官も本議場でこれを認めており、ごく控え目なものであります。これによつても、三十五年後には四倍となります。すなわち、五兆六千億と見て、実際には四割ぐらゐが減税に回つたといつたとしても、なお三兆三千億以上の財政規模になるわけ

で、そのうち、わが党の四十年先四千二百億円程度という年金への国庫支出は、全国民を対象としたものである以上、さして驚くことはなく、国民は双手をあげてこれに協力することを、かたく信じて疑いません。(拍手)月七千円という年金額も、わが党案は、これに見合せて算出した妥当なもので、政府案の月三千五百円は、なるべく出したくないという精神から生まれた、怪しげなものでございます。しかも、長期経済計画の一環として社会保障費を組み入れて計算しておらないと政府自身が答弁しておること、国民皆保険への道と相対して、心細い限りでございます。保険料四十年納入者三千五百円、二十五年納入者二千円、十年以上千円、十年未満は年金なし、三年未満はかけ捨てとなる政府案の詳細を検討いたしますとき、月々の保険料に困らぬ裕福な層が年金を完全にもらい、反面、保険料さえも払えぬ人々が、諸制限のために、かけ捨てや年金をもらえぬ立場に立たされて、貧困層が高いところに土持ちをするという結果になります。これは、社会保障の理念に照らし合せて、これはどうなるのでしょうか。矛盾をはなれたいといわなければなりません。(拍手)

第五の欠点は、物価変動によるスライドの問題であります。生計費または生活水準の変動等に依りて年金額を改訂し、インフレ等にも善処して実質

価値を維持する保険は、ILOの社会保障の最低基準にも規定しているものでありまして、当然なされなければならぬにもかかわらず、これに対する明確な規定がございません。この保障のないものでは、制度への信頼を深めて、国民が協力するという魅力がないのでございます。わが党案は、その時の経済情勢につれて年金の実質価値を明確に保障しております。公述人も、この点を高く評価いたしました。大蔵大臣は、国がこれに対処する考えだとは答えましたが、ばく然とした、体裁のよい答えをしたにとどまるという心配もでございます。

次に、大きな第六の問題点は、現行公的年金制度の対象者である労働者並びにその家族を無視したことでありまして、二十才以上の全国民を対象にする大きく言いつながら、労働者の年金は全く考えられておりません。現行公的年金制度の適用者及び受給者は本法の適用除外とし、また、その配偶者及び学生につきましては任意加入という方法をとって、しかも、将来これをどうするかという案は持たないまま、とにかく、これを出しておるのでございます。保険料徴収を始める昭和三十六年四月一日までには何とかすると言っておりますけれども、それは口先だけで、実際にはやれないのだという懸念と危惧を持たざるを得ません。現行公的年金制度の厚生年金法、船員保険法、恩

給法等々、十数種にわたるものを個々に検討してみますと、その適用者並びに家族をも含めて、その数は僅に二百万人をこえまじやう。これらは、おのおの成立当時の歴史的事情もあって、技術的、事務的には国民年金との通算がむずかしいと同時に、まあまちで、このまま整理、通算、統合に持ってくることは、幾多の不公平や取り残される人々を生む結果となり、うっかり手が出せぬとあきらめたものでしょうが、国民皆年金を目ざして、忠実な通算調整をまっ先にやらなければならぬのが、政府与党の任務ではないでしょうか。全部の現行公的年金制度を相互間に調整し、国民年金とのかね合

いの上に立つて、引き上げべきは上げ、漏れたるは拾い、不備なものは完全に調整して、ひとしからざるを憂うる国民がいないというところを持つていくのが、社会保障制度であります。労働者の配偶者及び学生についての任意加入は、女性の立場から申せば男女同権の憲法の精神に反する扱いで、家が苦しいからやめておけと主人に命令された妻は、この制度の恩恵に浴せません。つまり、かなり余裕のある労働者の妻だけに限られます。また、ここで両親を失った孤児の問題にも触れておかなければならないと思ひます。母子世帯といわれる、祖父母や兄、姉が生活の柱となつて孤児を連れておる場合は、母子世帯よりも

なお不幸といわなければなりません。が、本法は、その孤児たちを置き去りにしております。極力この点を政府に修正するよう反省を求めましたが、お説ごもつともながらとばかりで、法文の修正に止まれません。かくのごとく、労働者や弱い人々を無視した政府案に比べ、わが党案は、一般国民年金と労働者年金の二つに分け、おのおの養老、障害、遺族の給付をいたしております。すなわち、一般国民年金では、農漁民、商工業者、医師、弁護士等、すべての自営業者と、労働者の家庭も含めた全家庭の主婦等、すべての無職者に適用されるものであり、言いかえれば、労働者本人以外の全国民をこの中に入れております。一方、労働者年金については、あらゆる職種の労働者本人に適用されるもので、五人未満の事業所の労働者、日雇い、山林労働者にも適用されます。老齢年金は六十才から支給されるのが原則であります。炭鉱労働者、機関車労働者、船員などは五十五才といましておりまして、現行厚生年金に準じております。しかも、老齢年金額は一般国民年金と同様とした上に、標準報酬額に比例した金額が付加されます。その金額は、賃金水準で平均六万三千円くらいになる計算で、合計平均十四万七千円になります。

さらに、この労働者年金の特徴は、異なる事業所間にもあつること、農

村、漁業、商工業、家庭等、一般国民との間にも完全通算をすることでありまして、基本給の八万四千円は、何回職業がかわつても完全に確保され、平均六万三千円の標準報酬比例部分は、労働者であつた期間だけ、たとい一年でも加算されます。しかも、国庫の負担率は、四十年後の完成時には五割見当となり、一般国民年金と実質上同程度のものとなるよう、国民皆年金の主旨に沿つて、心あたたまる制度といたしております。実施に當つての既存年金との関係は、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案に規定しておりますが、既得権、期待権の尊重に十二分の考慮を払うとともに、完全な持ち分移管方式を採用して、途中で制度が変る人や、または転退職をする人々の利益を完全に保護いたしております。制度の上では、厚生年金保険外数種は直ちに労働者年金へ統合、恩給法等数種は新規採用者より労働者年金を適用することになります。こうした具体策を持たないまま、二年の間に何とかするといふだけでは、国民が納得しづらい。

次に、第七点として、母子年金に触れておかなければなりません。夫が死亡前に所定の保険料を納付している場合には年金を支給するのでなければなりません。に、妻が保険料を五年以上納付していることを支給要件としているのは、何といつても、うなずけません。

また、障害年金の支給要件については、きびしい所得制限をつけた上に、第一級のみを対象とし、二級以下を捨てておりますが、わが党案は、内部疾患をも含めて三級まで取り上げ、障害の程度に応じて支給額に差をつけております。所得能力のない人に生活保障をするというのなら、これではなければなりません。

次に、無拠出年金について触れてみましょう。政府は、これを援護年金と呼び、わが党はこれを特別国民年金といたしました。本制度発足に当たって、すでに拠出期間と能力のない老齢母子、身体障害者のいずれかである人々は、今日まで政治が貧困であるがゆえに捨てられてきたわけで、日の当らぬ谷間に、国民年金実施の一日も早く人々をこいねがって来た、最も必要度の高い層であります。よしと拠出能力はなくとも、本制度の対象者として、いの一歩にその恩典に浴すべき日をこの方々が迎えられることは、まことに喜ばしき限りであります。本制度が待ちきれなくて死んでいった老人や、生活苦のため一家心中を余儀なくされた母子世帯の犠牲者、さては、身体障害者を克服しつつ、政治への恨みを持ちながら、自活の道以外になかった身体障害者のお気の毒な姿を思いま

すとき、まことに感無量のものであり、働き抜いた老人が、楡山節考たらずとも、きびしい世相の片すみに、あ

きらめに似た生活を送り、また、自分一人なら何とかできるだろうにという母が、子あるがゆえに働くことも死ぬこともさへできなかつた敗戦後の未亡人世帯のつめな社会悲劇を、後の世の人たちにまた繰り返してほしくないといわねがうのは、私だけではありません。その意味で、さしずめ、老人、母子、障害の三者が同時に無拠出によって生活の保障を受けられるということは、まことに仕合せなこととあります。

しかし、政府案を見てみますと、老齢年金において七十才以上と限り、月一千万の涙金でございませう。長生きをして息えしていけばよいというのではありませうから、所得保障の役を果たすものでなければなりません。援護年金という、いかばかり言葉が出てくるのも、寺参り銭か、または、孫にあげる玉程度のものをやっておけばよいという精神から生まれます。農山漁村の奥深く、重労働の生涯を送らざるを得ない人々は、とても七十才まで生きることが困難で、むしろ裕福な層が生き残ります。ほんとうに老後をねざらつてあげたい苦勞をした年寄りには死んでしまつて、この世におられないというこ

とになつて、当を得ません。(拍手)わが党の六十才支給開始、六十五才からは倍額という案はここから出たもので、所得制限を加えたとはいへ、適当な案といわなければなりません。母

子、身体障害者世帯に、今日、支給を必要とする人々の数と度合いが非常に多いのを重視して、財政上との兼ね合いもあり、老人の分に残念ながら所得制限をつけることによつて、育ち盛りの子供を連れた母子世帯や身体障害者の世帯にお年寄りの分を回したという形になつておりますが、国民は、おそらく、これを了としまししょう。

次に、母子年金に至つては、言語道断といわねばなりません。十三万円以下所得制限と、十六才未満の子を持つ母親に老齢者並みの月千円の生活保障としたのは、どうしてもうなずけません。わが党案の、所得制限十八万円に、子女の年令を二十才、支給額は月三千円程度のものがある上に、遺児加算が六百万円であることを見ますとき

に、政府案の遺児加算二百円とはひど過ぎます。せめて二千万でもいただけたらという、遠慮がちな全国未亡人世帯の声を、政府の耳には通じません。金の要ることなら、びた一文でも法文の修正には応じられぬといったところが、政府と我々の隔れを感ずるところだと拝見いたしました。十六才で中学を出た子供が、一、二、三、四、五と、いくつの子供を二十五才にしたら、未亡人は生活に困らぬというのでしょ。家族制度から個人主義への現状に照らし、二十五才ともなれば、むしろ母一人残されるという今日の事情では、疲れ切つた母子世帯の未亡人の生

活をこそ保障する必要があるでしょう。(拍手)この点も、政府案は強く反省を要するところとさせていただきます。

さらに、障害者年金は、拠出制と同じく、二級、三級を置き去りにしたままであります。月千五百円の少額であつて、わが党案の一級四千万、二級三千円、三級二千円とは格段の差があり、これを見ただけでも、この人たちに對する考え方の根本的な違いがわかります。(時間だ)と呼び、その他発言する者あり)どうぞ、大事な法案でありますから、もうしばらくかんにんして下さい。(笑聲)提出も無拠出も……

○議長(加藤五郎君) 堤君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○堤君(右) 盲、ろうあ、肢体不自由者、精神、結核等の内部障害をも二十才の子供にまでは支給するよう要望する声が強いのに、これも取り入れておりません。特に、政府案の中で、もしばしば使われていることとあります。身体に障害を持った人たちは必要以上に暗い人生を送つておりますのに、この言葉は失礼千万で、旧思想の上に立つた古い言葉であります。恵んでやるという慈善的な考えの上に立つた戦前の法律の中にはうかがえるものであります。近代国家では、これを葬り去らねばなりません。国民生活の

実態から離れて、旧思想に根拠を置いた昔の法律に準拠しようとする政府の古い頭が災いをいたしております。

なお、この拠出、無拠出両年金とも、支給のときには、生活保護を受けている人々には、わが党案のように併給されなければなりません。しかし、政府はこれを避けております。今日、農村で老人一人の生活保護費二千円という微々たるもので、ぎりぎりの最低生活をしている政府が、老人や母子のもつた年金をこれからまた差し引くというのでは、血も涙もございませう。

老人、母子、障害加算を何とかしてつけてみたいと答えてはおりますが、大蔵当局あたりにはたたかれて実現不可能にならぬよう、大きな欠陥を指摘いたしておきます。

以上の諸点を述べて、なぜ政府案に賛成できないかを明らかにして参りましたが、要は、政府案があまりにも国民待望のものはかけ離れたものであり、同時に、せめて少しでも歩み寄つて、良心的な修正に、わが党と同調されるのなら、まだしも考える余地があるかとも思ひましたが、その気配さえありません。坂田厚生大臣が、ものやわからかに答弁に立たれたのは、好感が持てました。(笑聲)しかし、これは、一面、考えてみれば、あまりにも自信がなく、社会党にたたかれる通りのことで、低姿勢で切り抜けるに越したことはないとの作戦とも見え、(笑聲)

結果としては国民にいんぎん無礼と
なったように思います。(拍手)見え
いた欠陥は虚心たんかいに是正され
るの若い大臣としてとられるべき道
ではなかったか。もちろん、本法の立案
者でありながら、橋本前厚生大臣が文
部大臣に横すべりされたこと自体に
も、大きな不満を持つております。当
然、この重要法案の本国会審議に当
ては、責任者として最後までこれを仕
上げるべきが国民への義務であつた
と思います。

最後に、この年金は、本院を通過し、
参議院を経て実施の段階に入ります
が、事務を担当する市町村の窓口や郵
便局において、果してこれを受け入れ
る自信ありやをただしてみますと、大
きな市は別として、町村段階では自信
がない……。

○議長(加藤謙五郎君) 申し合せの時
間が参りましたから、簡単に願いま
す。

○堤ツルヨ君(続) わかりました。こ
れで終了です。あと一分か二分ですか
ら……。(発言する者あり)郵便局等
において、これを受け入れる自信がな
いと申しております。事務機構上から見
ると、経費面が特に心配であります。
一億五千五百万円の事務費では、一町
村当り五百万円見当、保険者一人当り五
十円くらいの費用となり、郵便局は一
局当り五千円で、保険者一人につき三
十五円くらいと見られます。今日まで

の国保の事務費を全国的に見渡します
と、地方財政の二百四、五十億円とい
われる赤字の原因の四割くらいは、国
保事務をつかさどる町村が、国からは
一人当り九十五円くらいしか出さない
のに、実際は百五、六十円かかってい
るところにあるといわれております。

事務費の全額国庫負担を完全にやっ
て、引き受けかねるというのも無理か
らぬことであり、本制度の運用を左右
する役場の窓口を、国保ですすでに前
科者である政府が、町村を納得させる
自信がありやいなやと、一大警告を発
しておかなければなりません。

以上、私は、反対討論はまだ残って
おりますけれども、与党の方々が時
間制限をなされておりますし、残念
ではありますけれども、これをもって私の反
対討論を終りたいと思います。附帯決
議は、せめて参議院段階で、法文の修
正を自由民主党が社会党とともになさ
れますよう切にお願いいたしまして、私
の討論を終りたいと思ひます。失礼を
いたしました。(拍手)

〔参照〕

政府並びに自由民主党は、二言目に
は、社会党案は理想案であつて、実現
不可能だと宣伝にこれ努め、政府案こ
そ至上のものだとラッパを吹きます。
各種選挙を前にして、これからもまた
そりでしょうが、しかし、わが党の初

年度六百億(平年の半分)という資源に
しても、また、平年千二百十二億にし
ても、決して空想だけのものではあり
ません。それでは、また再軍備費を削
れというのだからと反問されましょ
う。もちろん、不要の再軍備費はこれ
を認めませんが、これに手をつけなく
とも、租税特別措置法の改廃によつて
七百億円くらいは案々として出て参りま
す。農村を対象とした早稲米供出のた
めだとか、青色申告のものだとか、ま
た、医師を対象とした点数の少いため
の代償としての特別措置等のような、
大衆向けのものは別としても、大資本
擁護のためのものを改廃することに
よつて幾らでも捻出できます。また、
年々自然増一千億といわれるものを見
ましても、完全にまかなえます。与党
の方々は、ない袖は振れぬと口々に
おっしゃいますが、ないないといふま
さに、真剣に社会保障制度と取っく
む気になつてはどうか。やれないので
はなく、やらないの一語に尽きると
思ひます。また、膨大な長期積立によ
る特別会計のお金の使い道が法文の上
に明記されておらず、国民は多分の疑
念を持つております。大衆の零細なふ
ところから集めた金は、大衆のために
こそ使われるべきで、ゆめゆめ、今ま
でのように大資本奉仕のために回され
るべきではありません。これも附帯決
議の中に忠告していますが、怪しいも
のでありまして、郵便預貯金、厚生年

金積立等のように、大蔵省の横暴な、
従来の觀念に屈伏してはなりません。

○議長(加藤謙五郎君) 藤本捨助君。

〔藤本捨助君登壇〕

○藤本捨助君 私は、自由民主党を代
表して、ただいま議題となりました内
閣提出の国民年金法案に対して賛成
し、議決不要となつた、八木一男君外
十四名提出の国民年金法案、国民年金法
の施行及び国民年金と他の年金等との
調整に関する法律案、以上二法案に対
して反対の討論を行わんとするもので
あります。

そもそも、年金制度は、所得保障の
一環として、医療保障とともに社会保
障制度の根幹をなすものでありまし
て、フィラデルフィア宣言、ILOの
所得保障に関する勧告におきまして
も、所得の喪失及びその中断に際し
て、すべての国民に必要な所得の保障
を行うことは、社会保障の最も重要な
要素であり、かつ、それが人類の福祉
と国際平和のために崇高なる義務であ
ることをうたつておるのであります。

わが自由民主党は、文化国家の使命
として福祉国家の建設を目ざし、つと
に社会保障制度の確立をはかり、憲法
第二十五条に規定する、すべての国民
に健康で文化的な最低限の生活を確
保するため、各種の施策を鋭意推進い
たして参つたのであります。すなわ
ち、さきには医療保障として国民皆保

険の体制を整え、また、昨年度の衆議
院議員総選挙に際しましては、国民年
金制度の創設を国民の前に公約し、そ
の実現を期して参つたのであります。

ただいま議題となりました内閣提出
の国民年金法案は、この公約に従ひ、
また、国民の年金制度創設の熱烈な要
望にこたえて、わが国の現在の社会経
済の実情に立脚し、制度的にも財政的
にも幾多の困難な問題を乗り越えてこ
れを実現し、もつて国民皆年金の道を
開こうとするものであります。まこ
とに、福祉国家の建設を指向するわが
国民民主政治の歩みに、また、わが国社
会保障制度の歴史に、画期的な輝かし
い一ページを加えるものといひ得るの
であります。(拍手)

内閣提出の国民年金法案は、社会保
障制度審議会の答申を尊重し、原則的
な構想として、国民の共同連帯を基調
とし、すべての国民に対して、老齢、
身体障害または死亡の事故に際し、そ
の最低生活を保障することを理念とし
るものであります。イギリス、アメ
リカ、西ドイツのごとき拠出制の年金
を基本とし、スエーデン、ノルウェー、
ニュージーランドのごとき無拠出制の
年金は、これをしばらく公的扶助制度
の一環のうちに含ませ、拠出年金の恒
常化するまで、この制度の発足するこ
とに給付事由に該当しておる者に
対しまして、経過的に、並びに拠出能力
の乏しいため受給要件を満たし得ない

者に對しまして、補充的に支給する建前をとつてゐるのであります。これは、すべての國民が原則として年金の支給を受けるに必要な費用の一部を負担し、その負担に應じて年金の支給を受け得ることとするものであります。この負担にたえ得ない低所得層の人々に対しては、全面的に國の負担において一定額の年金を支給することとしたのであります。従ひまして、國民の負担する保険料の額も、現在の國民經濟の事情から見ても、一般にその負担能力にたえ、かつ、所定の年金給付をまかなうに足るものとし、なお、負担の困難な者については相當大幅に免除の措置を講ずることとしたから、社會保障といへども自己責任の原則を全面的に解除するものでないとする現代社會の基本理念に合致し、また、經濟的には、人口老齡化の過程にあるわが國において、六十五才以上の人口一人を生産年令人口十一人で扶養すれば足りる現在とはちがひ、やがて六十五才以上の人口一人を三・三人の生産年令人口で扶養しなければならぬ將來を考えますと、國民經濟の安定向上と國民年金制度の維持発展をはかるために健全にして妥當な構想であると確信するものであります。(拍手)

しかるに、社會黨の諸君は、これを評して、内閣提出の國民年金法案は、組み立ては社會保障主義に墮し切つて、社會保障とはおよそ縁の遠い制度

であるとされますが、しかし、この考え方は、國民年金は社會保障の一環であり、従つて、當然に保障主義に立脚すべきものであるとの認識不足を暴露するものでありますから、私は、社會黨の諸君が、第二次大戰後、ビヴァリッジ卿の調査報告を基調として兩期的に發足した社會保障制度の先進國英國の社會保障が、早くも一九四八年を境として後退を始め、一九五〇年、英國労働黨左派の領袖ベヴァン氏が、黨の分裂を賭してまで、バターカ大砲かの有名な論争をあえてしてもなお及ばず、ついに一九五七年英國労働黨が、さらには、越えて一九五八年英國政府が、國民年金白書において、ビヴァリッジ卿以来の鉄則に背馳する社會保障の保障主義を一そう打ち出した事実と、その理由の那邊にあるやに想到されんことを望むにとどめたいのであります。

もとより、政府案に示された年金給付の額につきましても、われわれとしても、老齡年金の最高月額三千五百円、障害年金の一般の場合二千五百円以上四千元まで、母子年金の二千円以上とする給付をもつては、すべての國民に、老齡、身体障害等の事故に際し、健康で文化的な最低生活を保障するためのものとしては、必ずしも十分な額とは考えないのであります。しかし、わが國社會經濟の現状ないしは國家財政の事情からすれば、実現の

可能な限度において國民年金制度を發足させることこそ、最も肝要であり、かつ時宜に適したものと考えるのであります。(拍手)しかして、われわれは、このゆえにこそ、さらにわが國の人口構成及び社會經濟の現状並びにその推移に留意し、また、國民年金制度の維持発展は國民經濟の發展と國民の負担能力に依存することを銘記して、ただいたすに高ねの花のごとき高額の年金給付を誇示して國民を幻惑することなく、しとして産業經濟政策を果敢に推進し、強靱な經濟基盤の培養に努めて完全雇用の道を開き、また、実行可能な最低賃金制度をすみやかに実施して國民生活の安定と向上に寄与するとともに、公衆衛生を普及し、福祉施設を拡充して、まさに發足せんとする國民年金制度の運営途上、國がこの制度に要する経費として、他の社會保障等に例のない高率の負担をもつてしてもなお当面及ばざるところを補足して、民生の福祉増進に一路邁進せんとするものであります。(拍手)

なお、ここにいささか論及を要することは、社會保障は社會政策の一分野として、主として老齡者、身体障害者等のごとく、すでに再び健全な産業労働力としては期待し得ない人々の生活扶助のみを目的とする關係のものにおきましては、社會事業的な生活保護の性格がひそみ、従つて、近年、社會保障は社會保障へ、さらに生活保障への動きのあることに對しては、これを認めるにやぶさかでありませんが、しかし、このことは、根本的には國家と個人との關係のあり方を明らかにし、社會保障の中心原理として、國家が広い範圍において個人生活の世話に任じ、個人は広い範圍の國家の扶助に依存するといふ体制をとるか、または、國民の共同連帯の精神に基づく個人の自助と自己責任とを基本として、國家は個人をしてこのような生活態度を可能にする制度を設け、これに必要な措置を講ずることを任務とすべきかの政治理念の問題に歸着するのであります。

前者は、社會主義の國家に、當然にして、また可能であり、後者は、資本主義の國家に、政治目的の要諦としてこれを見るのであります。従ひまして、内閣提出の國民年金法案を目して社會保障のかけらもないとするがごときは、全く社會主義的な視野に立つての論評であり、また、わが國の社會經濟の現状から見ても、社會黨提出の國民年金法案のごときは、ソ連の社會保障のごとく、社會主義國家においてでなければ、當然のこととしてその実現を見ることはとうてい不可能であろうと申さざるを得ないのであります。(拍手)社會黨の諸君が、これを意識して、なおかつわが國の政治、經濟の現状に目をおき、実行不可能な提案をあえてしたとすれば、それはまさに社會黨一流の悪質な宣伝本位の欺瞞

政策であり、責任を重んずべき天下の公黨の態度としてはまことに遺憾であるのみならず、それこそは、また、真に羊頭狗肉にも値しないものといわざるを得ません。(拍手)

次に、私は、社會黨提出の國民年金法案について論及いたさんとするものであります。

まず、私は、社會黨がつとに年金制度の必要性を痛感し、その実現を目ざして、昭和三十一年以来今日に至るまで數回にわたり國民年金法案等關係法案を提出されたことに對して、衷心敬意を表するものであります。しかしながら、その内容をささいに検討いたしますと、この制度の立て方に、理論過剰にして一貫性がなく、また、保險基金の調達や年金財政の運用方式に、さらに保險給付の基準等に、多くの疑いなきを得ないのであります。

まず第一に、社會黨案による國民年金は、國の財政にかんがみて、これを實現することは不可能であらうと考えるのであります。すなわち、本案に關しまして、社會黨が初年度の經費見積りとして公表している年金給付費を要しまして、初年度千四百四十億円を要し、自後はさらに増増することを予定しているものであります。しかし、わが國の國民經濟及びそれに基く國家財政に何らの破綻を招くことなく、國民年金だけのためにこれだけの巨額の經費をいかなる財源によりて調達される

か。私は、わが国の国民所得や国家財政の規模に徴して、これを理解するに苦しむものであります。しかも、本案の初年度の給付費について、わが自由民主党が検討した結果によりますれば、無拠出の身体障害者年金の障害範囲が広いので、これに要する経費は、社会党が公表している四十五億円で過小推算であり、さらに約百億円を要するものと推定され、また、社会党の公表では、初年度給付費に全く計上していないところの、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律に基き、年金法実施と同時に、二十才から五十四才までの者に対して、経過的に普通年金たる障害年金を支給するための費用が約六百九十億円と推定されますので、結局、両者を合せて、さらに約八百億円の給付費が初年度に必要とされるはずであります。さらに、同案による後年度の財政を検討いたしましても、社会党案の年金税の額は老齢年金の給付分のみで数億計算されているよりでありますから、障害年金及び遺族年金の給付に対する年金財源をいかにするかの重大問題が、不用意にも開却されているのであります。従って、社会党案の提案者は、社会党案による国庫負担の額を三十五年後で約四千二百億円とされております。以上の諸点を考慮して推算すれば一兆円程度に達することでありまして、これらの点から見ても、社

会党案は、われわれの期待に反して、初年度のみならず、将来に向つても、財政的に見て成り立ち得ないものであることは明らかであります。(拍手)

第二に、社会党案によれば、国民経済の成長と年金財政に対する世代間の負担の公平を考慮して、積み立て方式のほかに、現在の勤労者の拠出金をもつて、過去の勤労者、すなわち現在の年金生活者の生活を保障せんとする賦課方式を大幅に取り入れ、これによつて国民年金の実質的内容の充実をはからんとおられますが、しかし、これは、年金を発展的経済に適應せしめて動的年金制度にせんとする年金保険の新しい理論には合致いたしませんけれども、保険財政の運営方式に賦課方式をとるためには、これに必要な条件とその限界があり、従つて、これに対する十分な検討と吟味を要請されておるのであります。社会党案は、果してこの要請にこたえて立案、策定されたものなりやいなや、はなはだ疑いなしとしないのであります。(拍手)

すなわち、まず、わが国の基本的人口構成から見ても、生産年齢人口は、今当面はしばらくおとも、相対的に逐次減少するに反し、高齢人口は次第に増大の一途をたどる趨勢にあるため、結果的には、より増加する高齢人口を、より減少する生産年齢人口をもつて扶養していかなばならない事態にかんがみましても、賦課方式は決して好ましいも

のであるとは考えられませんかのみならず、特に社会党案のように、一般国民年金の財政と労働者年金の財政とをそれぞれ区分して別建のものとした場合においては、産業構造が急速に高度化して参ることが予測される将来におきましては、生産年齢人口は、相対的に、労働者年金の対象者である被用者階層に著しく片寄る結果となり、一方、一般国民年金の対象者のグループでは、逆にその財政にない手である生産年齢人口が極度に縮小して参ると考えられますので、労働者年金はともかくとしまして、一般国民年金の方は、遠からぬ将来において財政的に破綻を来すことは必至であるといわなければならぬからであります。これ、政府案が保険財政運営の方式として、賦課方式をとらず、あえて積み立て方式をとる、年金財政をそのときの国の財政需要の変動から切り離して、長期にわたるこの制度の安定性を確保せんとしたゆえんであります。(拍手)

第三に、社会党案によれば、その最大の特徴として、生活保護を受ける人は、扶助と年金を両方とも全額支給されることになることと称していることとあります。しかしながら、社会党案のごとく、ひとしく最低生活費を全額国庫負担によつて保障するにせよ、同様な目的の制度が併存することは明らかに矛盾であり、また、実施に当たっても不公平となるのであります。このこと

の当否は一応別といたしましても、もしも社会党案が低所得層の人々に対しておかれる態度をとるとすれば、子弟を国にささげ、そのために公務扶助料を受けておられる遺家族で、生活保護の適用を受けておられる人々に対しては、何ゆゑにこれを均等せしめないものでありますか。もしも社会党の諸君がこの明白な事理に気づかなかつたのであれば、社会党案のごときは、全く自家撞着にして、実施を前提としない、かけ声だけの現われにすぎないものとなり、もしも、また意識しておかつかかる差別待遇をあえてしたといふのであれば、遺家族に対して、はなはだ冷酷無情な政策の現われであるといわざるを得ないのであります。(拍手)

要するに、社会党提案の国民年金諸法案は、制度全体としてははた未熟粗漏であり、しかも、いたずらに高額の年金給付を誇張して、わが国の政治、経済の現実を無視し、この制度の根幹ともいふべき国民の負担能力と国家財政に対する考慮を欠き、従いまして、全体としての財政面における計数の整理、給付に対する財源の確保等について重大な欠陥を包蔵し、いまだ全く机上における空論の域を脱しないものといわざるを得ないのであります。

(拍手)

最後に、私は、多年国民待望の国民年金が政府の努力と国民の支持により近く発足を見るに至りましたことは、まことに御同慶にたえないところであります。しかし、何分にも、わが国社会保障制度を確立するため、国民年金制度の創設は画期的なものでありますので、制度的にも財政的にも、政府、自由民主党その他の努力をもつてしましても、なお多くの重要な問題の解決を将来に残し、この制度の消長はむしろ今後においていわざるを得ないのであります。ここにおいて、政府は、附帯決議の趣旨を尊重し、進展する内外の情勢に即応して鋭意国民経済の発展をはかり、堅実な国家財政を確立して、この制度を拡充する基盤をつちかひ、国民の負担能力の強化、年金給付の改善、まず各種被用者年金制度等との通算調整から進んで整備統合へ、この制度の経済変動に対する適応性等の問題の解決について、謙虚な態度で聞くべきは聞き、とるべきはとつて、福祉国家にふさわしい、よい年金制度を確立するため、さらに周到な調査研究を進めるとともに、極力、国民に対して、この制度の性格、内容等の周知徹底をはかり、国民がこの制度を自分のものとし、自分の手で育て上げることができるようになるため、万全の措置を講じられんことを要望するものであります。

以上によりまして、私は、内閣提出の国民年金法案に対して賛成し、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第一 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第一、連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案、日程第二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、日程第三、

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。大蔵委員長 早川崇君。

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案

右国会に提出する。

昭和三十四年一月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号。以下「返還政令」という。)第二十五条(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十五号。以下「第九十五号法律」という。))第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十五条を含む。)及び附則第十六項並びに連合国財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号。以下「株式回復政令」という。))第三十条及び第三十一条(第九十五号法律第六條第四項及び第六項においてなおその効力を有するものと

される同法による改正前の株式回復政令第三十條及び第三十一條を含む。以下同じ。)に規定する損失(次条第六号に規定する株式会社が再設立されたことにより同号に掲げる者に生じた損失を含む。)の処理並びに連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号。以下「譲渡政令」という。))第十條の三に規定する損失の補償については、この法律の定めるところによる。

(損失の処理又は補償の対象及びその方法)

第二条 政府は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる者であつて、当該各号に規定する事由による損失を受けた者(その包括承継人を含む。国を除く。)に対し、その損失の処理又は補償を行うため、この法律の定めるところにより、返還善後処理金を支払うものとする。

一 返還政令第十三条(第九十五号法律第二条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十三条を含む。以下同じ。))第一項第二号の措置による財産の譲渡があつた場合 同令第七条の規定により当該財産を国に譲渡した者及び当該財産の上に存していた権利(担保権を除く。)で同令第二十三条(第九十五号法律第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の

返還政令第二十三条を含む。以下同じ。))第一項の規定により消滅したものをその際有していた者

二 返還政令第十三条第一項第三号の命令に係る措置による財産の譲渡又は同条第四項(同条第一項第三号に係る部分に限る。))の規定による財産の譲渡があつた場合 当該財産の譲渡をした者及び当該財産の上に存していた権利(担保権を除く。)で同令第二十三条第一項の規定により消滅したものをその際有していた者

三 返還政令第十三条第一項第四号の命令に係る措置による地上権、永小作権、地役権若しくは賃借権の返還又は同条第四項(同条第一項第四号に係る部分に限る。))の規定によるこれらの権利の返還があつた場合 当該返還のためこれらの権利を設定する契約を締結した者及びその権利の目的物の上に存していた権利(担保権及び当該返還を受けた者がその際有していたものを除く。)で同令第二十三条第二項又は第三項の規定により消滅したものを当該返還の際有していた者。ただし、当該契約を締結した者にあつては、当該返還の際当該契約により設定された権利の目的物の上に当該消滅した権利があつた場合には、その消滅した権利の当該返還の際における時価(その消滅した権利

が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際における時価の合計額)が当該契約により設定された権利の当該返還の際における時価よりも低いときに限る。

四 返還政令第十三条第一項第五号の命令に係る措置による同号に規定する持分の譲渡又は同条第四項(同条第一項第五号に係る部分に限る。))の規定による当該持分の譲渡があつた場合 当該持分の譲渡をした者

五 株式回復政令第十八条第四項(連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令(昭和二十六年政令第二百四十三号。以下「第二百四十三号政令」という。))による改正前の株式回復政令第二十六条第一項及び第九十五号法律第六條第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十八条第四項を含む。以下同じ。))後段の規定による特定株式(株式回復政令第三条第一項に規定する特定株式のうち、同項第一号、第二号及び第七号に掲げる株式以外の株式をいう。以下同じ。))の株券の引渡があつた場合 当該引渡があつた日の前日において当該株式の株主であつた者(同項第九号に掲げる株式にあつては、旧持株会社整理委員会令(昭和二十一年勅令第二百三十三号)に規定する持株会社整理

委員会に対し同令の規定により当該株式を譲渡した者)

六 旧ジェー・アンド・ピー・コウ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第四十六号。以下「旧コウツ政令」という。)第二条第一項の株式会社と同項の規定により再設立された場合、旧敵産管理法(昭和十六年法律第九十九号)の規定により管理に付されていた同社の株式をその旧敵産管理人(株式回復政令第二条第一項に規定する旧敵産管理人をいう。)から買い受けた者

七 株式回復政令第十八条第四項後段の規定による自己取得株式(同令第十一条第一項に規定する自己取得株式をいう。以下同じ。)若しくは自己保留株式(同項に規定する自己保留株式をいう。以下同じ。第二項に規定する子株をいう。以下同じ。)に相当するものを除く。以下同じ。の株式の引渡又は同令第十九条(第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十九条を含む。)第一項後段の規定による新株(子株に相当するものを除く。以下同じ。)の株式の引渡があつた場合、当該株式の発行会社

八 譲渡政令第一条に規定する家屋等(旧連合国財産の保全に関する件(昭和二十年大蔵省令第八十号)第四条第一項又は返還

政令第四条第四項の規定に違反して建設されたものを除く)が譲渡政令の規定により収用され、若しくは引き渡され、又は除去された場合、当該収用され、若しくは引き渡され、又は除去された家屋等の所有者又は関係権利者であつた者

九 旧連合国財産の返還等に関する件(昭和二十一年勅令第二百九十四号)第二条第一項の命令に係る措置として第二号に規定する財産の譲渡、第三号に規定する権利の返還、第五号に規定する株式の引渡又は前号に規定する家屋等の除去に準ずる行為があつた場合、それぞれこれらの号に掲げる者に準ずる者(返還善後処理金の額及びその支払の方法)

第三条 返還善後処理金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額に、第一号又は第三号の場合にあつてはこれらの号に規定する財産又は持分の返還請求があつた日から、第二号の場合にあつては同号に規定する権利の設定があつた日から、第四号の場合にあつては同号に規定する特定株式の回復請求があつた日から、第五号の場合にあつては同号に規定する株式会社の再設立があつた日から、第六号の場合にあつては同号に規定する株式の引渡があつた日から、第七号の場合にあつては同号に規定する家屋等の譲渡又は除去の請求があつた日から、第八号の場合にあつては連合国最高

司令官からの返還等の要求があつた日からそれぞれこの法律の施行の日の前日までの期間に応じて年百分の利率で計算した金額を加算した金額とする。この場合において、第八号の場合で、同号に掲げる者が既に返還政令附則第十二項の規定により支払を請求することができ金額を受領している場合にあつては当該金額につき連合国最高司令官からの返還の要求があつた日(以下この項において「返還要求の日」という。)から同令の施行の日の前日まで、その者が既に連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令(昭和二十六年政令第三百五十五号。以下「第三百五十五号政令」という。)附則第六項から第九項までの規定により支払を請求することができ金額を受領している場合にあつては当該金額につき返還要求の日から同令の施行の日の前日まで、その者が既に株式回復政令第三十一条において準用する同令第二十四条(第九十五号法律第六条第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第二十四条を含む。以下同じ。)第一項の規定により支払を受けることができる金額を受領している場合にあつては当該金額につき返還要求の日から株式回復政令の施行の日の前日までの期間に応じて年百分の利率で計算した金額を更に加算した金額とする。

一 前条第一号及び第二号に掲げる者、その者が返還政令第十九条(第九十五号法律第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十九条を含む。以下同じ。)第一項又は第二項の規定により支払を請求することができ金額(その者が第三百五十五号政令による改正前の返還政令(以下この号において「旧返還政令」という。)第十九条第一項又は第三百五十五号政令附則第五項の規定による支払の請求をすることができ金額であり、かつ、これらの号に規定する財産でその譲渡の際その上に旧返還政令第二十三条第一項の規定により消滅した権利が存していたものを譲渡した者であるときは、その者に返還政令第十九条第二項の規定を適用した場合にその者が支払を請求することができ金額)に、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに掲げる倍率を乗じて得た金額(その者が既に同条第一項若しくは第二項又は旧返還政令第十九条第一項若しくは第三百五十五号政令附則第五項の規定により支払を請求することができ金額に相当する金額を、当該財産の価値がその売却(返還政令第十九条第一項に規定する売却をいう。以下同じ。)があつた時からその返還請求(連合国最高司令

官からの返還の要求又は当該財産の返還を請求することができ連合国人からの返還の請求をいう。以下同じ。)があつた時点までの期間内に通常の減価額をこえて減少しているときは当該返還請求があつた時における当該通常の減価額をこえて減少している部分の価値に相当する金額をそれぞれ控除した金額とし、当該財産の価値が当該期間内にその者の負担において増加しているときは、当該財産の返還請求があつた時における当該価値増加分の価値に相当する金額を加算した金額とする。イ その者が譲渡した財産が土地である場合、当該土地の別表第一に定める所在地の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍率。ロ その者が譲渡した財産が建物(その附帯設備を含む。以下同じ。)又は構築物である場合、当該建物又は構築物の別表第二に定める構造の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍率。ハ その者が譲渡した財産が動産である場合、当該動産の別表第三に定める区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍率。ニ 前条第三号に掲げる者、権利の返還のため同号に規定する契約を締結した者にあつては、当

昭和三十四年三月二十四日 衆議院會議録第二十八号 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案外二案

該契約により設定された権利の当該返還の際における時価(当該返還の際当該権利の目的物の上に返還政令第二十三条第二項又は第三項の規定により消滅した権利(担保権を除く)があつたときは、当該時価からその消滅した権利の当該返還の際における時価(その消滅した権利が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際における時価の合計額)を控除した金額)に相当する金額、同号に規定する消滅した権利を当該返還の際有していた者にあつては、その消滅した権利の当該返還の際における時価に相当する金額(これらの者が既に同令第十九条第三項から第五項までの規定により支払を請求することができ金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額)

三 前条第四号に掲げる者 其の者が譲渡をした持分の返還請求があつた時における時価に相当する金額(その者が既に返還政令第十九条第一項の規定により支払を請求することができ金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額)

四 前条第五号に掲げる者 同号に規定する株券の引渡があつたその者に係る特定株式の回復請求(連合国最高司令官からの回復の要求又は当該株式の回復を請求することができる連合国人からの回復の請求をいう。以下同じ。)があつた時における時価

(当該株式が、その株券が株式回復政令第十八条第四項の規定により大蔵大臣に引き渡された際清算手続中である会社の発行する株式である場合において、その回復請求があつた時から当該引渡があつた時まで)に当該株式につき残余財産として分配された金額の額があるときは、当該時価から当該金額の額を控除した金額)に当該株式の株数を乗じて得た金額(当該株式につき既に同令第二十四条第一項の規定による支払が行われているときは、その支払われた金額に相当する金額を控除した金額とし、当該株式の株主に同令第十一条(第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するもの)とされる同法による改正前の株式回復政令第十一條(及び第二十二條(第二百四十三号政令による改正前の株式回復政令第十二條の二及び第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するもの)とされる同法による改正前の株式回復政令第十二條を含む)の規定を適用しないもの)とした場合にその回復請求があつた時までに当該株主に割り当てられるべきであつた当該株式に係る子株があるときは、当該子株のその時における時価にその株数を乗じて得た金額(時価を異にする子株があるときは、それぞれの時価に当該時価を有する子株の株数を乗じて得た金額の合計額)から当該子株につきこれを割り当てられ

るとした場合にその者が払い込むべき金額を控除した金額を加算した金額とする。)

五 前条第六号に掲げる者 旧コウツ政令第二条第一項の規定により再設立された株式会社の株式のその時における時価にその再設立によりジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドが所有することとなつた同社の株式の株数を乗じて得た金額から、同号に掲げる者が同令第八條の二において準用する株式回復政令第二十四条第一項の規定により支払を受けた金額を控除した金額

六 前条第七号に掲げる者 同号に規定する株券の引渡があつたその者に係る株式につき、次のイ又はロに掲げる株式の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる価額に当該株式の株数を乗じて得た金額から、その者が株式回復政令第二十四条第三項の規定により支払を受けた金額(当該株式が子株に相当する自己取得株式であるときは、同令第二十七條(第九十五号法律第六條第四項及び第六項においてなおその効力を有するもの)とされる同法による改正前の株式回復政令第二十七條を含む)の規定により支払を受けた金額)を控除した金額

イ 自己取得株式 当該株式の取得価額

ロ 自己保留株式及び新株発行価額

七 前条第八号に掲げる者 同号に規定する家屋等の所有者であつた者にあつては、当該家屋等の譲渡又は除去の請求(連合国最高司令官からの譲渡若しくは除去の要求又はこれらの措置を請求することができる連合国人からのこれらの措置の請求をいう)があつた時における当該家屋等の時価その他当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきもののその時における時価に相当する金額、同号に規定する関係権利者であつた者にあつては、当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきもののその時における時価に相当する金額

八 前条第九号に掲げる者 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる金額

イ 前条第二号に掲げる者に準ずる者 第一号に掲げる金額に準じて計算した金額(電話加入権を譲渡した者にあつては、当該譲渡の請求があつた時における旧電話規則(昭和十二年通信省令第七十三号)第六十六條及び第八十條又は旧電信電話料金法(昭和二十三年法律第五五号)別表二に規定する加入料及び装置料(加入申込受理の場合の装置料をいう)の合計額にその者が譲渡した電話加入権に係る加入電話の数を乗じて得た金額とする。ただし、その者が既に返還政令附則第十二項の

規定により請求することができ金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額とする。)

ロ 前条第三号に掲げる者に準ずる者 第二号に掲げる金額に準じて計算した金額

ハ 前条第五号に掲げる者に準ずる者 第四号に掲げる金額に準じて計算した金額

ニ 前条第八号に掲げる者に準ずる者 前号に掲げる金額に相当する金額

2 返還善後処理金は、国債をもつて交付する。ただし、その総額が五千円未満であるときはその全額を、これに五千円未満の端数があるときはその端数に相当する金額をそれぞれ現金で支払ふものとする。

(返還善後処理金の請求及び支払の手続)

第四条 第二条の規定による返還善後処理金の支払を請求することができる者(以下「請求権者」という。)がその支払を請求しようとするときは、大蔵大臣に対し、この法律の施行の日から二年以内に、政令で定めるところにより、返還善後処理金支払請求書を提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により返還善後処理金支払請求書が提出されたときは、これを審査し、支払すべきであると認めるときは、その支払すべき返還善後処理金の額を当該請求権者に通知するとともに、遅滞なく、これを支払わなければならない。

(国債)

第五条 第三条第二項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

2 前項の規定により発行する国債に關して必要な事項は、大蔵省令で定める。

(不服の申立)

第六条 返還善後処理金に關する処分について不服がある者は、その処分を通知を受けた日から起算して六月以内に、書面で、大蔵大臣に不服の申立をすることができ、

2 前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 大蔵大臣は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立を受理することができ、

(裁決)

第七条 大蔵大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

(政令への委任)

第八条 前二条に定めるもののほか、不服の申立、審査及び裁決の手続に關して必要な事項は、政令で定める。

(課税上の特例)

第九条 請求権者(第二条第八号に掲げる者を除く。)が同条の規定により支払を受ける金額についての所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定の適用については、当該金額(その者の受けた第二条に規定する損失に係る財産につきその者が支出した有益費その他の政令で定める金額がある場合には、その支出した金額を控除した

金額)は、その者の第四条第一項の規定による請求に基き同条第二項の大蔵大臣の通知のあつた日の属する年分の同法第九条第一項第八号に規定する所得の金額とみなして、同年分の総所得金額に算入する。

2 第二条第八号に掲げる者が同条の規定により支払を受ける金額についての所得税法、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)、資産再評価法(昭和二十五年法律第二十号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定の適用については、当該金額は、その者の第四条第一項の規定による請求に基き同条第二項の大蔵大臣の通知のあつた日の属する年分又は事業年度分における同号に規定する家屋等の譲渡に伴い受ける金額(租税特別措置法の適用に

ついては、同法の適用を受ける取用に伴い受ける金額)とみなす。

3 税務署長は、請求権者が第二条の規定により返還善後処理金の支払を受けた年分又は事業年度分の所得税、法人税又は再評価税について、当該所得税、法人税又は再評価税の税額のうち、当該税額と、当該金額の支払を受けなかつたものとして計算した場合における税額との差額に相当する金額を限度として、当該請求権者が第三条第二項の規定により交付を受ける国債による物納を許可することができる。

4 前項の規定による物納の許可その他前三項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

(権限の委任)

第十条 この法律により大蔵大臣に

属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長に委任することができる。

(省令への委任)

第十一条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關して必要な細則は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第九号中「属するものを除く。」を保全及び返還することと「を属するものを除く。」の保全及び返還並びにその返還に伴う損失の処理を行い、」に改める。

別表第一 土地及びこれに關する権利についての増減表
(一) 東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市に所在する土地並びにこれに關する権利

売却の時期 返還請求の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	4.27	4.08	3.95	4.04
昭和23年	11.27	10.77	10.44	10.69
昭和24年	20.62	19.71	19.09	19.55
昭和25年	26.00	24.84	24.07	24.64
昭和26年	36.03	34.44	33.36	34.16
昭和27年	59.66	57.01	55.23	56.56
昭和28年	83.44	79.74	77.25	79.10

(二) その他の地域に所在する土地及びこれに關する権利

売却の時期 返還請求の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	8.60	7.65	6.87	5.47
昭和23年	23.07	20.53	18.44	14.07
昭和24年	37.16	33.07	29.71	23.62
昭和25年	45.42	40.42	36.31	28.87
昭和26年	61.50	54.74	49.16	39.10
昭和27年	88.45	78.72	70.71	56.23
昭和28年	112.83	100.02	89.84	71.44

別表第二 建物及び構築物並びにこれらに関する権利についての倍率表

(一) 木造の建物及び構築物並びにこれらに関する権利

売却の時期 返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	14.70	11.00	7.30	5.06
昭和 23 年	25.69	19.23	12.76	8.85
昭和 24 年	32.47	24.30	16.13	11.19
昭和 25 年	28.53	21.36	14.18	9.84
昭和 26 年	40.37	30.26	20.09	13.94
昭和 27 年	47.39	35.85	23.83	16.54
昭和 28 年	52.49	39.21	26.07	18.09

(二) その他の建物及び構築物並びにこれらに関する権利

売却の時期 返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	16.98	12.35	7.96	5.37
昭和 23 年	30.54	22.22	14.33	9.65
昭和 24 年	39.74	28.90	18.64	12.57
昭和 25 年	35.94	26.15	16.86	11.37
昭和 26 年	52.42	38.12	24.59	16.58
昭和 27 年	64.07	46.55	30.02	20.25
昭和 28 年	70.08	50.92	32.84	22.15

理由 連合国財産の返還等に伴つて返還財産を所有していた者その他の関係権利者に生じた損失の処理等を行うため、その対象となる者の範囲、これに支払われる返還後処理金の額の算定及び支払の方法その他所要の事項を定める必要がある。これが、この

法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十四年二月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の

別表第三 動産に関する倍率表

(一) 寶石、半寶石、貴金屬地金、放射性元素並びに書画及び骨とう品

売却の時期 返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	25.18	28.53	20.76	17.91
昭和 23 年	66.91	62.52	55.16	47.59
昭和 24 年	109.19	102.04	90.02	77.67
昭和 25 年	129.08	120.63	106.43	91.82
昭和 26 年	179.15	167.41	147.71	127.43
昭和 27 年	182.64	170.68	150.59	129.92
昭和 28 年	180.67	168.84	148.96	128.51

(二) その他の動産

売却の時期 返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	11.69	12.73	13.10	13.18
昭和 23 年	26.63	29.01	29.84	30.03
昭和 24 年	37.23	40.61	41.77	42.02
昭和 25 年	37.82	41.13	42.36	42.60
昭和 26 年	44.97	49.05	50.37	50.72
昭和 27 年	39.27	42.84	44.12	44.30
昭和 28 年	38.84	42.38	43.65	43.82

の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税

法(昭和二十二年法律第二十七号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当所得に対する所得税の税率の特例)

第二条 所得税法第一条第五項の規定に該当する法人(同条第六項の規定により法人とみなされる社団

又は財産を含む。で条約第六条第三項の規定に該当するパキスタンの法人であるものが支払を受ける同項に規定する配当に対する同法第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(パキスタンの租税の徴収)

第三条 政府は、条約第一条に規定するパキスタンの租税につき、パキスタン政府から条約第十五条第二項の規定による徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合における当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

- 1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。
- 2 第二条中所得税法第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき配当について、第二条中同法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配当でこの法律の施行の日以後に

支払われるものについて適用する。

理由

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を実施するため、パキスタンの法人が支払を受ける配当に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤謙五郎殿

〔報告書は會議録追録に掲載〕

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十四年三月二日

内閣総理大臣 岸 信介

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十

七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（使用料、配当又は利子に対する所得税の税率の特例等）

第二条 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でノールウェーの居住者又は法人であるもの（所得税法の施行地に条約第二条第一項（イ）に規定する恒久的施設を有する者を除く。）が支払を受ける条約第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する使用料、配当又は利子で同法の施行地にその源泉があるものに對する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に對し所得税を課す、又はこれらの所得に對する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする租税特別措置法

（昭和三十三年法律第二十六号）その他の法律の規定の適用を妨げない。

2 前項に規定する者が条約第六条第四項に規定する所得で所得税法又は法人税法の施行地にその源泉があるものを有する場合において、その者の所得税額（所得税法第十七条に規定する所得に係るものを除く。以下同じ。）又は法人税額のうち当該所得に對する部分の金額が、同項に規定する財産の売却により支払を受ける金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。この場合において、当該所得に對する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分の所得税額又は法人税額に、当該所得がこれらの税額の計算の基礎となつた所得の金額のうち占める割合を乗じて得た金額とする。

（実施規定）
第三条 前条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

- 1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。
- 2 第二条第一項中所得税法第十七条条又は第十八条第二項の規定に係る部分及び第二条第二項の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受ける

べき使用料、配当又は利子及び同日以後（法人にあつては、同日以後に開始する事業年度以後の事業年度）に生ずる同項に規定する所得について、第二条第一項中所得税法第四十一条第一項又は第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

理由

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約を実施するため、ノールウェーの居住者又は法人が支払を受ける使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤謙五郎殿

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔早川崇君登壇〕

○早川崇君 ただいま議題となりまし
た三法律案につき、大蔵委員会におけ
る審議の経過並びに結果を御報告申し
上げます。

まず、連合国財産の返還等に伴う損
失の処理等に関する法律案について申
上げます。

戦時中、敵国民の財産は、敵産管理
法によって国内で売却処分されたので
ありますが、戦後、政府の命令によ
り、これら連合国財産は連合国側に
返還されることとなったため、当該財
産の国内の所有者その他の関係人に損
失が生じたのであります。この法案
は、これらの損失の処理等を行おうと
するものでありまして、すなわち、そ
の対象となる者の範囲、これに支払わ
れる返還善後処理金の額の算定、及び
支払いの方法その他の事項を定め
ております。なお、返還善後処理金の
所要額は二十億七千七百円で、国債
をもって交付されることとなっております。

次に、所得に対する租税に関する二
重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国とパキスタンとの間の条約の実
施に伴う所得税法の特例等に関する法
律案について申し上げます。

今国会において、わが国とパキスタ
ンとの間に二重課税の回避及び脱税を
防止するための条約が別途承認されて
おりますので、本法案において、この

条約に規定せられておる事項のうち、

特に法律の規定を要すると認められ
るものにつきまして、必要な立法措置
を講じようとするものであります。

すなわち、日本の法人の議決権のあ
る株式の三分の一以上を一または二以
上のパキスタンの法人が所有している
場合には、そのパキスタンの法人で日
本国に恒久的施設を有しないものが、そ
の日本の法人から支払いを受ける配当
に対する所得税の税率は百分の十五と
することとしております。なお、パキス
タン政府からパキスタンの租税の徴収
の嘱託を受けたときは、国税徴収の例
によってこれを徴収することとしてお
ります。

最後に、所得に対する租税に関する
二重課税の回避及び脱税の防止のため
の日本国とノールウェーとの間の条約
の実施に伴う所得税法の特例等に関す
る法律案について申し上げます。

本法案もパキスタンと同様の趣旨に
基づくものでありまして、その内容のお
もなものは次の通りであります。

すなわち、第一に、日本国内に恒久
的施設を有しないノールウェー法人等
に対して支払われる利子所得等につき
ましては、その税率を百分の十五とす
ることとしております。

第二に、日本国内に恒久的施設を有
しないノールウェー法人等の特許権等
の譲渡による所得に対する租税は、収

入金額の百分の十五をこえてはならな
いこととしております。

以上の三法律案につきましては、審
議の結果、去る十八日質疑を終了し、
討論の通告がありませんので、直ちに
採決いたしましたところ、全会一致を
もっていずれも原案の通り可決いたし
ました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤五郎君) 三案を一括し
て採決いたします。三案は委員長報告
の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤五郎君) 御異議なしと
認めます。よって、三案は委員長報告
の通り可決いたしました。

日程第四 中小型鋼船造船業合理
化臨時措置法案(内閣提出 参議
院送付)

○議長(加藤五郎君) 日程第四、中
小型鋼船造船業合理化臨時措置法案を
議題といたします。委員長の報告を求
めます。運輸委員長塚原俊郎君。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置
法案

右
国会に提出する。

昭和三十四年二月七日
内閣総理大臣 岸 信介

中小型鋼船造船業合理化臨時措
置法

(目的)

第一条 この法律は、中小型鋼船造
船業の合理化を促進することによ
り、船舶の輸出の振興及び海運業
の健全な発達に寄与することを目
的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小型
鋼船」とは、総トン数三千トン未
満の鋼製の船舶をいう。

2 この法律において「中小型鋼船
造船業」とは、主として中小型鋼
船の製造又は修繕を行う事業をい
う。

(合理化基本計画)

第三条 運輸大臣は、中小型鋼船の
製造及び修繕に関する技術の向上
及び生産費の低減を促進するた
め、海運造船合理化審議会の意見
をきいて、中小型鋼船造船業につ
いて、合理化基本計画を定めなけ
ればならない。

2 合理化基本計画に定める事項
は、次のとおりとする。

一 昭和三十八年度末における中
小型鋼船造船業の合理化の目標
二 新たに設置すべき設備の種類
及び数量並びにその設置に必要
な資金に関する事項

三 ぐず化、転用その他の方法によ
り処理すべき設備に関する事項
四 前三号に定めるもののほか、
技術の向上、能率の増進その他
合理化に関する重要事項

3 運輸大臣は、第一項の規定によ
り合理化基本計画を定めるとき

は、遅滞なく、これを告示しなけ
ればならない。

(合理化実施計画)

第四条 運輸大臣は、毎年、海運造
船合理化審議会の意見をきいて、
合理化基本計画を実施するため必
要な合理化実施計画を定めなけれ
ばならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場
合について準用する。

(計画の変更)

第五条 運輸大臣は、造船技術の著
しい進歩又は中小型鋼船造船業に
おける生産条件その他経済事情の
著しい変動のため特に必要がある
と認めるときは、海運造船合理化
審議会の意見をきいて、合理化基
本計画又は合理化実施計画を変更
するものとする。

2 第三条第三項の規定は、前項の
場合について準用する。

(資金のあつせん)

第六条 政府は、合理化実施計画に
定める中小型鋼船造船業の合理化
のための設備の設置に必要な資金
のあつせんに努めるものとする。
(造船技術の向上のための基準等
の公表)

第七条 運輸大臣は、造船技術審議
会の意見をきいて、次に掲げる事
項を定めて公表するものとする。

一 中小型鋼船造船業における設
備及び工事の方法の基準に関す
る事項

二 中小型鋼船の製造及び修繕に
従事する者の技術的能力の基準
に関する事項

昭和三十四年三月二十四日 衆議院會議録第二十八号 中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案 朗読を省略した報告

三 中小型鋼船の設計の基本に關する事項
附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第一条、第二十二條第二項並びに第二十二條の四第二号、第四号及び第六号中「モーターボート」を「モーターボートその他の船舶」に改める。
- 3 この法律は、昭和三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

理由

中小型鋼船の輸出を振興し、及び海運業の健全な発達に資するため、中小型鋼船造船業について、合理化基本計画を策定し、これに基いてその合理化を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和三十四年三月四日

參議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 加藤 五郎殿

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔塚原俊郎君登壇〕

○塚原俊郎君 たいま議題となりました中小型鋼船造船業合理化臨時措置

法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、長期經濟計画の趣旨に沿つて中小型鋼船造船業の設備の近代化、能率の増進、生産技術の向上等を促進し、これにより総合的に中小型鋼船造船業の合理化をはかりまして、船舶輸出の振興及び海運業の健全な発達に寄与しようとするものであります。次に、法案の内容のおもなる点を申し上げます。

第一点は、本法案の対象となる中小型鋼船造船業は、主として総トン数三千トン未満の鋼船の製造または修繕を行う事業であります。

第二点は、運輸大臣は、中小型鋼船の製造及び修繕に關する技術の向上及び生産費の低減を促進するため、海運造船合理化審議会の意見を聞いて、中小型鋼船造船業について合理化基本計画及び合理化実施計画を定めなければならぬこととなっております。

第三点は、右計画達成のためにとるべき主要な措置といたしまして、設備の近代化のための所要資金のあつせんを技術向上のための基準等の公表の二措置が定められております。

本法案は、二月七日予備審査のため本委員会に付託され、同月十日政府より提案理由の説明を聴取し、三月四日本付託となり、同月十二日、十七日、十九日質疑を行いました。その内容は會議録により御承知願います。

次いで、同十九日、討論を省略し採決の結果、本法案は全会一致をもつて政府原案通り可決いたしました。

なお、井岡大治君より、自由民主党及び日本社会党を代表して附帯決議案が提出されましたが、その要旨は、政府は中小型鋼船造船業の合理化の実施に必要な資金源を確保すること、輸出の振興をはかるため、取引の円滑化に努めるとともに、特にポンド圓市場の開拓について取引条件の緩和をはかること等でありました。

次いで、附帯決議案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○荒船清十郎君 残余の日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(加藤五郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のごとく決しました。

本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	岸 信介君
外務大臣	藤山愛一郎君
厚生大臣	坂田 道太君
通商産業大臣	高橋達之助君
運輸大臣	永野 護君
國務大臣	世耕 弘一君
出席政府委員	
法制局長官	林 修三君
外務省アジア局長	坂垣 修君
外務省条約局長	高橋 通敏君
大藏政務次官	山中 貞則君
厚生大臣官房審議官	小山進次郎君

朗読を省略した報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十八日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

日本親光協會法

(國庫債務負担行為總調書議決通知)

一、去る十八日本院は次の總調書を異議ないものと議決した旨内閣に通知した。

昭和三十三年一般會計國庫債務負担行為總調書
(通知書受領)

一、去る十八日參議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
千九百五十八年の國際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十八日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

育學校、養學校及び養護學校への就學奨励に關する法律の一部を改正する法律

關稅法の一部を改正する法律
産業投資特別會計法の一部を改正する法律

國有提供施設等所在市町村助成交付金に關する法律の一部を改正する法律

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律の一部を改正する法律

旅行、あつ、旋業法の一部を改正する法律
児童福祉法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法の一部を改正する法律

一、去る二十日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

石油資源開發株式会社法の一部を改正する法律
プラント類輸出促進臨時措置法

航空機工業振興法の一部を改正する法律
疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律

就學困難な児童及び生徒のための教科用圖書の給付に對する國の補助に關する法律の一部を改正する法律
法務省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法等の一部を改正する法律

道路法の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律

日本道路公団法の一部を改正する法律

関税定率法の一部を改正する法律
砂糖消費税法の一部を改正する法律

補助金等の臨時特例等に関する法律
等の一部を改正する法律

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律

日本てん菜振興会法

臨時てん菜糖製造業者納付金法

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律

国内旅客船公団法

特定港湾施設整備特別措置法

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律

簡易生命保険法の一部を改正する法律

(要求書受領)

一、今二十四日、内閣から、科学技術

會議議員に内海清温君、堀井剛君及

び茅誠司君を任命したので、科学技術會議設置法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二十日決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 神近 市子君(理事神近市子君去る六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 渡邊 良夫君
大蔵委員 夏堀源三郎君
農林水産委員 栗林 三郎君
商工委員 櫻井 奎夫君
運輸委員 川野 芳満君
通信委員 金丸 徳重君
予算委員 水谷長三郎君

一、去る十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 田中幾三郎君
大蔵委員 奥村又十郎君
野澤 清人君
社会労働委員 小川 半次君
農林水産委員 奥村又十郎君
三和 精一君
野原 正勝君
運輸委員 福家 俊一君
通信委員 栗林 三郎君

一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 中村 梅吉君
社会労働委員 田邊 國男君
農林水産委員 三和 精一君
松浦 定義君
橋本 正之君
運輸委員 宇田 國榮君
通信委員 栗原 俊夫君
建設委員 橋本 正之君
予算委員 久野 忠治君
決算委員 大久保留次郎君
大久保留次郎君
齋藤 邦吉君
中島 茂喜君
小松信太郎君
宇田 國榮君
瀬戸山三男君
橋本 正之君

(常任委員補欠選任)

一、去る十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 加藤 精三君
大蔵委員 川野 芳満君
農林水産委員 金丸 徳重君
商工委員 水谷長三郎君
運輸委員 夏堀源三郎君
通信委員 栗林 三郎君
予算委員 佐々木良作君

一、去る十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 田中幾三郎君
大蔵委員 奥村又十郎君
野澤 清人君
社会労働委員 小川 半次君
農林水産委員 奥村又十郎君
三和 精一君
野原 正勝君
運輸委員 福家 俊一君
通信委員 栗林 三郎君

(議案提出)

一、去る十九日議員から提出した議案は次の通りである。

蘭糸價格安定法の一部を改正する法律案(栗原俊夫君外十六名提出)

四国地方総合開発促進に関する決議案(前尾繁三郎君外四十六名提出)

一、去る十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

医療法の一部を改正する法律案
消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

一、去る二十日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

漁船法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

クリーニング業法の一部を改正する法律案(大石武一君外九名提出)

(議案受領)

一、去る十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実

昭和三十四年三月二十四日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した報告

施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る十九日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

四国地方総合開発促進に関する決議案

前尾繁三郎君外四十六名(議案付託)

一、去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案(安井吉典君外十名提出、衆法第五三三号) 地方行政委員会 付託

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一七〇号)(參議院送付)

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一七六号)(參議院送付)

以上三件 大蔵委員会 付託

一、去る十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八三三号)

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八四四号)

以上二件 社会労働委員会 付託

一、去る二十日委員会に付託された議案は次の通りである。

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案(栗原俊夫君外十六名提出、衆法第五五五号)

農林水産委員会 付託

一、昨二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

クリーニング業法の一部を改正する法律案(大石武一君外九名提出、衆法第五七五号)

社会労働委員会 付託

一、去る十八日予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。地方交付税法の一部を改正する法律案(安井吉典君外十名提出)

漁港法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

一、去る十八日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。

漁港法の一部を改正する法律案

一、去る十八日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十三年一般会計予算案(その二)

昭和三十三年度特別会計予算案(その二)

昭和三十三年度特別会計予算案(その二)

昭和三十三年度特別会計予算案(その二)

總理府設置法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

一、去る二十日予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案(栗原俊夫君外十六名提出)

一、昨二十三日予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

漁船法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

クリーニング業法の一部を改正する法律案(大石武一君外九名提出)

(議案通知)

一、去る十八日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。

日本観光協会法案

(条約通知書受領)

一、去る十八日參議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

一、去る十八日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、去る二十日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法案

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

保安工業合理化及び保安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の手当に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

道路法の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律案の一部を改正する法律案

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため充てり渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案

日本てん菜糖製造業者納付金法案

臨時てん菜糖製造業者納付金法案

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

国内旅客船公司法案

特定港湾施設整備特別措置法案

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(緊急質問提出)

一、今二十四日提出した緊急質問は、次の通りである。

ワイエトナム賠償に関する緊急質問(松本七郎君提出)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し原書は二十円)

発行所 東京都新宿区本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三三(三線)